

食品に関するリスクコミュニケーション  
(O I Eコードの改正に関する意見交換会)

平成19年2月2日

農林水産省消費・安全局

# 食品に関するリスクコミュニケーション (O I Eコードの改正に関する意見交換会)

日時：平成19年2月2日（金）

会場：三田共用会議所 大会議室

## 議事次第

1. 開 会

2. 議 事

- (1) O I Eコードの意義
- (2) O I Eコード改正提案の概要
- (3) 我が国としての対処の方向

3. 閉 会

午後1時30分 開会

○引地消費者情報官 定刻になりましたので、それでは会議を進めさせていただきたいと思いをします。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまより、食品に関するリスクコミュニケーション（O I Eの改正に関する意見交換会）を開催いたします。

私は、本日の進行役を務めます農林水産省消費・安全局消費者情報官の引地でございます。よろしくお願いいたします。以降、座って議事を進めさせていただきたいと思いをしますので、よろしくお願いいたします。

O I E国際獣疫事務局におきましては、国際防疫上の重要な動物の疾病につきまして、国際基準を策定したり、あるいは改定する作業を今行っております。その中で、今般、改正案がO I Eの方から提案されております。今後は、この改正提案に対する関係各国からのコメントが出され、それを踏まえまして今年の5月にO I Eの総会が開催されまして、そこでその改正案の採択が行われるという運びになっております。

そこで、日本政府としてコメントを今後取りまとめていくわけですが、本日は消費者の皆さん、流通、外食、加工、生産者の関係者の皆様から、提案されておりますその議題について、いろいろご論議をいただき、ご意見を賜って、日本政府としてのコメントをまとめていきたいと思っております。そういう意味でのリスクコミュニケーションを本日開催させていただきました。

早速ですが、本日、コミュニケーションに参加されている皆様の紹介でございます。お手元に出席名簿がございます。時間の制約もございますので、これをもちまして出席者の紹介に代えさせていただきたいと思いをしますが、日本養鶏協会の梅原さんと、食品安全委員会の永田リスクコミュニケーション官、それから東京大学の吉川先生、少し遅れているようでございますが、後ほど参加されるかと思いをします。

今日の議事で、皆様いろいろな肩書きの方がいらっしゃるわけですが、今日はさんづけということで、お呼びさせていただきたいと思いをしますので、よろしくお願いいたします。

資料の確認でございます。資料につきましては、議事次第に配付資料一覧をごらんください。今日のメインの資料は、資料ナンバー1の「O I Eコードの意義」、資料ナンバー2の「O I Eコードの改正について」、資料ナンバー3の「O I Eの改正の主な項目に関

する主要論点」という資料が、本日のメイン資料でございます。そのほか、参考資料を同封していると思います。なお、会場の方には、その参考資料1-5及び2-2のこの英語の資料につきましては、非常に大部でございますので、ホームページのアドレスだけ参考として掲載させていただいております。もし、資料に不足がございましたら、事務局の方にお伝えください。

今日の進め方でございますが、まず、意見交換会に先立ちまして、OIEのコードの意義、並びにOIEコード改正提案の概要、それからOIEコード改正にかかる主要論点という3点について、担当の方から約1時間程度説明をさせていただきます。その後、改正のポイントが幾つかあるわけでございますが、このポイントごとに時間を区切って、皆様からの意見をいただきたいと思っております。

なお、この意見交換会では、初めの方はラウンドのテーブルにお座りの皆様からご意見いただきますが、後ほど会場の皆様からも別途ご発言をいただく時間を設けたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

まず、国際基準課長の小川より、OIEコードの意義について説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

こちら側の皆様、スライドの関係がございますので、関係者席の方にお移りいただければと思います。よろしく願いいたします。

○小川国際基準課長 それでは、時間もございますので、説明を始めさせていただきたいと思っております。国際基準課の小川でございます。OIEコードの意見交換を行うにあたって、OIEコードの背景にあります国際約束と申しますか、国の権利義務について、私の方から説明をさせていただきたいと思っております。

まず、そもそも作成主体であるOIEとは何かということ、簡単に触れさせていただきます。OIEとは、1924年に設立された、国をメンバーとする組織です。つまりOIEを組合とすれば、組合員は国になります。167カ国が現在参加しております。ここで指摘したいのは、主な活動として、OIEコードの作成、これはCodexなどでも作っておりますが、OIEでは、コードを初めてつくったのが1968年であり、1924年の設立以降、コードの作成以外のここに書いてあるような疾病に関する情報の提供、どの国で鳥インフルエンザが発生したかとか、そういう情報提供や、技術協力などのそういった事業を行っている団体であるということでございます。

ここの写真にあるものが、いわゆるO I Eがつくっている規格です。向かって左側から、診断マニュアル、真ん中が陸生動物コード、今日の議論の対象です。それから一番右側が、魚とか貝類のコードになるわけです。

初めに、O I E加盟国は、O I Eが作成したこのコードを守る法律的な義務があるかないかということから入っていきたいと思います。ここで書いてございますように、O I EコードというのはO I E加盟国が自国の措置を決定する際の参考文献です。そういう意味では、リーガルオブリゲーション（法律的な義務）は負っていませんが、1995年、W T Oが設立された後は、W T O加盟国はS P S協定により、自国のS P S措置を決める場合には、国際基準であるO I Eコードを基礎としなければならないという法的義務を負うことになりました。これからこのアンダーラインが引いてございますけれども、S P S協定ですとか、S P S措置、それから国際基準というのは一体どういうものなんだろうということについて、説明させていただきます。

まず、S P S協定でございます。S P S協定というのは、W T O協定の附属書の1つでございます。これがW T O協定になります。この中の約10ページぐらいの協定が、S P S協定で、英語の名前でいいますと、Agreement on the Application of SanitaryのS、それからPhytosanitaryのPとSをとって、S P S協定という名前と呼んでおります。何なのかと申し上げますと、人、動物、植物の生命または健康を守るための措置—これをS P S措置といっておりますが—を適用する際の国の権利義務を定めたものです。

では、S P S措置というのは具体的にどういうものなのかということでございます。このS P S協定ですが、日本語では、衛生植物検疫措置の適用に関する協定と訳されておって、一般的に「S P S措置＝検疫」だというふうに理解されておるんですが、それは必ずしも正確ではありません。S P S協定では、例示としてこの6つを掲げております。上から申し上げますと、いわゆる残留値であるとかの規格、それからH A C C Pのような生産工程・方法に関するもの、それから例えば輸出入の証明書の書き方ですね。それからご存じの検疫、その次が分析・サンプリング、さらにいえば、リスク評価の方法、各国が行うリスク評価の方法も定めることができます。それから最後はこの表示ですが、食品安全に直接関係するもの。例えばアレルギーの表示のようなものがS P S措置、つまり幅広いものであるということでございます。

最後に、国際基準についてでございますが、S P S協定では、このような表現があります。S P S措置をとる場合、国際基準があればそれに基づかなければならないということ

です。これも法的義務でございます。国際基準に基づかないといけないと言われる以上、国際基準とは何かというのが明らかになっていなければいけないわけですがけれども、国際基準としてSPS協定は以下のものというふうに指名をしております。これは食品安全についてはCodex、動物の健康と人畜共通伝染病についてはOIE、最後に植物の健康についてはIPPCというふうになっておりまして、その組織が定めるもの全部ではございません。そういう意味ではOIEが定める動物の健康と人畜共通伝染病に関するものは、国際基準になるということです。

次は国際基準があれば、それに基づかなければならないということの具体的な意味を見ていきたいと思っております。SPS協定でこの2つを定めております。1つは、国際基準に整合しているSPS措置は、SPS協定上正当とされるということでございます。これは例えば貿易の場面を見ていただきますと、輸出国からとってみますと、SPS措置というのは守らなければいけない厄介なものなわけですね。しかし、輸入国とすれば国際基準に則った措置をとってれば、何の文句も言われる筋合いはないということです。もう一つですが、SPS協定は国際基準よりも厳しい措置を国が導入することを認めています。ただし条件があります。本当はたくさん条件があるんですが、今日は時間も限られておりますので、最も重要な条件だけを掲げてございますが、科学的なリスク評価により、国際基準では満足できないということを証明することが必要です。これができればいいよということが書いてあります。

なぜ、先ほどから法的義務、法的義務というふうに申しているかと申しますと、この下の矢印でございますが、WTOはもめたときに白黒をはっきりする手続を設けております。これはパネルと呼んでおりますけれども、そこに持ち込まれて、例えば厳しい措置をとった場合ですと、こういうことで必要なんですということが証明できなかった場合には、負けてしまうわけですね。負けるというのはどういうことかと申しますと、SPS措置を見直さなければいけない法的義務を負うということです。これは国対国ですから、警察権力があるわけではないので、これで見直さなかった場合にどうなるかというと、輸出できたであろうという得べかりし利益について、その勝った国は報復関税措置をとることが正当化されるという意味において、法的義務を負っているということです。現実には、まだSPSが問題になったパネルというのは、WTOができて11、2年ですけれども、5つしかございませんが、すべての場合において証明責任を負った方が負けています。これは判決を個別に仔細に検討する必要があるんですけれども、アメリカがEUの牛の成長ホルモン

についての措置を訴えたケースでは、EUの国際基準を超える措置は否定されました。つまりEUは証明できませんでした。

このように、国際基準というのは、SPS協定、WTO体制のもとにおいては重要な意味を持っておいて、そうしますとそれをつくる機関の取り組みというのも大事です。冒頭、申しあげましたように、国際基準設定機関のメンバーは国でございますので、ちゃんとそこで権利を行使していく必要がある。例えば国際基準というのは、リスク評価結果に基づいてできるものだという意味においては、しっかりと日本として国際的なそういう場に通用する専門家を育てて会合に送っていく。それからリスク評価する際に、科学的データが必要だということになれば、しっかりとそれを提出していくということが必要です。さらに、国際基準はリスク評価結果には基づきますが、各国の利害関係を調整したリスク管理措置の1つです。したがって、作る際においては、経済的要因等々を考慮することになります。そういったチャンスがあった場合には、しっかりとコメントを提出し、議論にも参加していく。またこのほか、国際基準設定機関自体の透明性の確保がなされるように、運営ルールについても意見を言っていきますし、国内においてはこの会合ですとか、あるいはCodexでやっている連絡協議会のように、国内の利害関係者の方々と、コミュニケーションを図っていくということが必要になろうかと思えます。

以上が、一般的なものでございますけれども、そのほかといたしまして、今回の今日の会議に必要だと思われることで、OIEコードの策定手続と、さらに地域主義とはということで、説明を追加させていただきたいと思えます。

OIEの作成手続ですが、簡単に図示いたしますと、この専門家6人で集まっているコード委員会でたたき台をぐるぐる回しながら、熟度が増してくると、総会に送っていくという形になります。現在、今どこにいるかといいますと、この段階です。この加盟国からの意見を受け付けて、3月12日から16日ですが、コード委員会で議論をして、これを総会に送ってもいいなという判断がなされると、改正案として提示されます。したがって、今我々が見ているものは改正素案になります。

もう一つ、最後ですが、「地域主義とは」ということでございます。これは、SPS協定で申し上げますと6条に書いてございます。資料1の一番最後のページに、そのまま条文の英語と日本語をつけてございますけれども、何をコアとしているかといいますと、ここに書いてございます、疾病の発生状況に応じた措置をとらなければならないというSPS協定上の国の義務です。通常、何か病気等々が発生しますと、その国全体からの輸入を

とめるわけです。これが通常ですが、輸出国から、いやいや疾病が発生しているのはごくごく一部の地域に限定されていると。そのほかの部分はディジェズフリーなので、その部分からの輸出は認めてくれよという要請があった場合には、それを検討しなければならないという法的義務を負っています。

この次ですけれども、他方で、輸出国というのは、輸入国に対してこういう状態にありますよということを客観的に証明する義務を負っているわけでございます。そうしますと、どういったことを証明すればいいんだということについて、その詳細はSPS協定には書いてございませんので、各国際基準設定機関でそのディテールを決めていってくださいということになるわけです。

以上が、簡単でございますけれども、私の説明でございます。今日の検討の一助になればと思います。

ご静聴ありがとうございました。

○川島国際衛生対策室長 動物衛生課の国際衛生対策室長をしております川島でございます。引き続きまして、OIEコードの今年5月に総会を予定されておりますけれども、その改正についてご説明をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

まず、OIEコードについて、先ほど小川課長の方から説明があったわけですが、実はこれが今日ご説明を申し上げます陸生動物コードということで、こういった厚さの書類、コードになっておるわけでございますけれども、主な構成についてまずご紹介を申し上げたいと思います。

最初に、一般的な条項が書いてございまして、例えばリスク分析を行うこと。これは輸入国側が輸出する国から、ある畜産物なりこういったものを輸入する場合に、輸入することによるそのリスク、動物の病気をその輸入国に持ち込む可能性、こういったリスクについてきちんと輸出国からデータを提供していただくことによって分析をする、そういった作業をきちんと行うということがまず書いてあるわけでございます。

それから、輸出入の手続き、輸出国から輸出をされる際の検査、あるいは輸入する場合、動物検疫所で私どもやっておるわけですが、検疫といったものについての手続き、こういったものが書いてあります。

そのほかに、等と書いておりますけれども、これは例えばある国で病気が発生した際に、迅速にこのOIEの方に通報する義務があるということでございます。現在、我が国でも

高病原性鳥インフルエンザの発生を見ておるわけでございますけれども、そういう診断をした際には、加盟国はこのO I Eに24時間以内に緊急通報するというようなことが規定をされております。これが一般的な条項でございます。

続きまして、疾病別の規定ですけれども、現在93の疾病がリストアップをされております。牛から豚などの家畜、それから犬、ちょっと変わったところではミツバチ、こういった動物を対象にして、93の疾病がリストアップをされております。その対象動物ですとか、疾病別にその動物や畜産物を国際的に貿易をするに当たっての条件が規定をされているということでございます。

それから、附則としまして、アペンディックスとっておりますけれども、例えば最近、国際的な関心が高まっております動物福祉といったことについても規定をされておりますし、また実際にこのサーベイランスというのは、その国で病気がどの程度広がっているのかということにつきまして、きちんと検査、調査をすることですが、そういったものを実施する際のガイドラインも規定をされておるわけでございます。

それから最後に、輸出国側が輸出を行う際にこの衛生証明書というものを発給して、それを輸入国側がチェックをするといった手続があるわけですが、その証明書の一般的なモデルといったようなものを紹介、規定をしております。全体的な構成はそういうものになっておるわけでございます。

それから、今回、2007年5月の総会で提案をされております改正事項、提案事項の全体的なものについて、簡単にご紹介いたしたいと思っております。

まずは、先ほど申し上げた一般条項の中で、いろいろな定義があるわけですが、今回の定義の中では動物取扱者、アニマルハンドラーといったようなものの定義について、見直しをするといったような内容が書かれております。それから、ゾーンとコンパートメントですが、これについては後ほど詳しくご説明を申し上げたいと思っております。

それから、疾病別でございます。狂犬病はワクチンの扱いについて提案がなされております。それから口蹄疫につきましては後ほど詳しくご説明を申し上げます。それからブルータング、これは牛の病気ですけれども、最近ヨーロッパのドイツあたりで発生をしております。従来このブルータングというのは媒介動物で広がり、その媒介動物の北限がそこまではいっていないというようなことで、ドイツ等ではなかなか発生はなかったわけですが、最近、広がりを見せておりました。そのブルータングについての規定の見直しが提案をされるということでございます。

それから、BSE、これにつきましてもまた後ほど詳しくご説明を申し上げたいと思います。それから、馬の関係でインフルエンザですとか、馬伝染性貧血、こういったものの改正提案がありますが、これは病気の名前の変更ですとか、きわめて技術的な改正内容になっております。豚コレラにつきましても、表題の修正といったような内容でございます。

それから鳥インフルエンザ、これについても抗体だけが見つかったときに、ウイルス学的な検索をして、ウイルスがいなければ、その抗体発生が単発であれば、それは感染とみなす必要はないのではないかといった提案がなされております。

それから、アペンディックス、附則の方でございますけれども、先ほど申しましたブルータンクという病気の検査の手法、それから鳥インフルエンザのサーベイランス、それから鳥インフルエンザのウイルスを不活化させるときの温度条件、70度で例えば3.5秒処理をすれば、ウイルスは不活化をするといったような具体的な不活化条件の提案がなされます。それから動物の死体処理ですとか、動物福祉、あるいはそのトレーサビリティでの識別の一般原則、こういったものについての提案がなされているというところでございます。

それで、今日詳しくご説明を申し上げて、皆様方からご意見をいただきたいと考えておりますのは、この3つでございます。コンパートメント、これは2005年の総会におきまして導入をされた比較的新しい概念でございます、さらに規定を具体的なものにするという目的で、今回提案がなされております。

それから口蹄疫、これにつきましては「封じ込め地区」という考え方をまた新しく導入をするというような提案でございます。

それからBSE、過去こういったリスクコミュニケーションでも、BSEにつきましては、意見交換会をさせていただいているわけでございますけれども、今回、貿易条件の見直しといったものが提案をされているというところでございます。

まず、コンパートメントということでございます。コンパートメント、非常になじみの少ない言葉でございます、定義によりますと、バイオセキュリティ措置に基づいて防疫をする目的で、外部と異なる家畜衛生ステータスを認められた施設群、とされております。家畜衛生ステータスというのは、その一群が病気から清浄性を保っているかどうかという意味合いとご理解をいただければよろしいかと思っております。例えば、ある国で病気が発生をしますと、その国から、全体的に、その国すべてからの輸入をすべて停止をするというのが、従来の基本的な対応であったわけでございますけれども、そういった考え方によるの

ではなくて、このバイオセキュリティ措置をきちんとすることによりまして、清浄性、つまり病気が入っていないきれいな状態を維持できる施設群につきましては、そこで飼われている動物、あるいはその動物から生産される畜産物の輸入を停止をするのではなくて、貿易を継続可能とするべきではないかという考え方でございます。

バイオセキュリティ措置と申しますのは、また後で出てまいりますけれども、疾病が発生したときに、今現在、宮崎でやっておりますけれども、消毒ですとか、いわゆる防疫措置を意味しているのご理解をいただければよろしいかと思っております。

イメージでございますけれども、黒く塗ってある大きな四角を国であるとしていただきますと、その国である疾病が発生しますと、従来ですと、輸入を全部停止をするというふうになっておったわけでございますけれども、ここの太い黒線で囲ったところのように、一連の農場群がきちんとしたバイオセキュリティ措置というものを講じておれば、周辺で仮に病気が発生をしても、この一群の施設に、病気が入ることを防ぐことができるのではないかと。そういったきちんとした衛生措置を講じているところについて、コンパートメントというような考え方を導入しまして、清浄施設群であるという認定が行われた暁には、そういったところからの輸出を可能にするといった考え方でございます。

それでは、そのバイオセキュリティ措置とはどういうことなのかということですが。病原体の侵入、あるいはそれが拡大していくことはもちろんあるわけですし、そういったものを防止するための措置ということでございます。具体的に申しますと、野生動物、ネズミですとか、ペット、あるいはハエや蚊といった媒介昆虫から、その施設群がきちんと隔離をされている、そういったものが侵入することが防止をされていること。それからその施設で作業をしておられる従業員の方にきちんとした着替えですとか、消毒といった衛生対応が行われていること。それから、当然外部から病原体が入ってくる、人によって持ち込まれるということも考えられるわけですし、外部の人が入る場合に、畜舎ですとか鶏舎の出入りがきちんと制限されているかどうか。それから、エサを搬入いたします車両ですとか、機具についてもきちんとした洗浄なり消毒が行われているかどうか。あるいは、農場間で車やトラック、そのほかの機械を共有することによって病気が広がる可能性があるわけですが、そのように機器を共有することを禁止する。その病原体が侵入、あるいは拡散、拡大を防止するためのこういった具体的な措置というものが、いわゆるバイオセキュリティ措置であります。

2005年にこのコンパートメントという考え方が導入された際に、大まかな規定とい

うものは既にこのコードの中に盛り込まれておったわけですが、やはり加盟国からも非常に新しい考え方であるということで、さらに具体的なものにする必要があるという意見が出されまして、私ども日本の方からも、意見を出してきたわけでございます。そういったものを踏まえまして、今回O I Eの方から改正案が提案をされるということでございまして、1つには、このバイオセキュリティ・プランといった規定を、新たに設けるということでございます。

そのプランの中身は、先ほどご説明したものと重なるわけですが、まずは、病気が入ってきそうな経路、あるいは拡大していきそうな経路、こういったものをきちんと特定をする。そして特定したところに対して、きちんとしたバイオセキュリティ措置をこういうふうにやりますと具体的に書く。例えば消毒はどういうところでやります、着替えをします、車両が外部から入る場合は、出入り口のところできちんと車両消毒をするなり、関係のない車両の出入りは制限をいたしますといったようなことを、具体的に書くということでもあります。

それから、病気が常がないということ、きちんと確認をしていく必要があるわけですので、定期的に検査をする。これは施設側がやるわけですが、その検査の結果について監査、オーディットを受けます。これは当局側がやることになるわけですが、そういった監査をどういう形で受けるか。獣医当局が必要であれば、いろいろな指示をするわけですが、そういったものへの協力体制をどういうふうに講じていくかというプランを作成をする。こういったことを具体的に書面に落として、プランを作成すべきであるというふうに提案があったわけです。

当然、国際貿易に当たってこのコンパートメントを認定をするということになるわけですので、コンパートメントの認定に当たりましては、輸出国側がまずこの企業側が作成をいたしますこのバイオセキュリティ・プランをきちんと評価をする、検証をする。そして、輸入国は輸出国側が検証したそのプランについて、当然、輸入国としても評価をするということになるわけでございますので、輸出国側は輸入を求める国に対して、このプランをきちんと提示をして説明をすることが必要となるわけでございます。

それから、コンパートメントを適用するに当たっての規定の追加ということも、今回の提案に入っております。先ほど言いましたようにコンパートメントというのは一定の企業体、企業経営体がみずから取り組みを行うこととなりますので、まずはその経営者側とこれを監視・監督する獣医当局側の連携が必要であるということ。

それから経営者の責務といたしまして、先ほど申しましたバイオセキュリティ・プランを作成です。それから、実際にそのプランに基づいて、病気が入っていないかどうか、定期的な検査、サーベイランスを実施をする。そしてそのサーベイランス、検査の結果なり、あるいは日々行っておりますバイオセキュリティ措置、こういったものの記録をきちんととっていく。必要があれば、それを当局側に提示をするということになるわけです。

それから、これを監視する獣医当局側の責務ということで、移動証明書の発行。下に有効なトレーサビリティの仕組みが必要と書いてありますけれども、家畜が移動するということがあるわけですので、そのコンパートメント、清浄施設群の出入りについて、動物がどういうところから来て、どこへ行ったかについて、証明書を発行しなさいということなのです。

それから、先ほど言いました施設側もサーベイランスを実施いたしますけれども、その正確性といいたしめようか、そういったことをやはり当局側自身も検査をして確認をする。あるいはその企業側が保持しております記録についてきちんと監査をする。何か異常が見つければ、最終的なその診断は、当然でございますけれども、獣医当局が行うということ。

こういったことについて、やはり明確にするために、こういう規定を追加したいというのが提案として行われたということでございます。

それから続きまして、口蹄疫でございます。一般の消費者の方々にはなじみのない病気の名前かもしれませんが、実は我が国でも2000年3月でございましたけれども、92年ぶりに宮崎と北海道でこの口蹄疫という病気が発生をしております。幸いに、その際はきちんと封じ込めといいたしめようか、清浄化を達成することが短期間でできましたが、世界的に見ますと、この口蹄疫から清浄性を長らく維持をしておりますのは、日本、韓国のほかは、北米、それから豪州、ニュージーランド、ヨーロッパというところでございます。東アジア、東南アジア、あるいはアフリカ、南米、こういったところでは、この口蹄疫というものが継続的に発生をしております。

どういう病気かといえますと、ウイルスによって起こる病気でありまして、牛や豚などの偶蹄類といっております、ひづめが2つある動物に感染をするという病気です。症状は、高熱が出る、それからよだれが出てくる、それから口ですとかひづめに水疱のようなものが出まして、それがいずれつぶれてしまうということになりますので、死亡率そのものはそんなに高くはないわけですが、例えば搾乳牛でいうと、乳量が大幅に低下してしまったりとか、きわめて経済的な損害の大きな病気でございます。また一方で感染力がきわ

めて強い感染力を有してしまして、接触感染をするのですとか、空気に運ばれて感染が広がるということで、各国ともこの病気の侵入については、非常に神経をとがらせているというものでございます。

効果的な対策ですが、予防法ですとか、治療法といったものは基本的にはございませんで、感染の発生を見つければ、基本的に今、宮崎の鳥インフルエンザでやっておりますように、基本的には処分、淘汰をするというのが、清浄化の対策の基本でございます。

それで現在のコードの中で、先ほど発生国とかと申し上げましたけれども、どういうふうに清浄性のカテゴリー、区分がこのコード上なされているかということでございます。清浄国、それから国の中で一部地域には発生があるけれども、ほかの地域ではきちんとした移動制限なんかをやっていて、発生をしていない地域がある。例えば州単位で見たときに、発生をしていない州があるといったときに、国の中で発生があっても、ある一定のエリアの中で清浄性が保たれていれば、これは清浄地域と認定しようという考え方があります。

清浄性を保つ方法としては、2つの方法があります。ワクチンを使わないで清浄性を保つという考え方。それから、ワクチンを打って発生を抑えることによって、清浄性を維持していこうという考え方。これら2つの考え方がございます。もちろん、私ども日本はこのワクチンを使わない、非接種の清浄国の状態を維持すべく、ずっと取り組んできております。

そういった清浄性が確認できないところ、発生している国は、いわゆる汚染国、あるいは汚染地域と見なされるということでございます。そして、口蹄疫が一たんそういう清浄国なり清浄地域で発生をすると、その国はその国なりの防疫措置をとるわけです。例えば先ほど申しましたように、感染した動物、あるいは感染が確認された農場のすべての家畜を処分するといったようなこと、消毒をする、今インフルエンザでやっているようなそういった防疫措置を講じることによって、病気がなくなったということになりますと、その防疫措置を完了してから3カ月間様子を見てみて、3カ月間再発がないということがきちんと証明をできる、その国がデータを提供できるということになりますと、それを例えばOIEの方にデータを提供いたしまして、その国の清浄性が戻った、清浄ステータスを回復するといったようなことになるわけでございます。一たん、発生をいたしましても一定の防疫対応を一定期間やることによって、一定期間の清浄性が再度証明できるような状態になりましたらば、清浄性復帰ができるということでございます。日本の場合も恐らく、

2000年3月に生ましていろいろと関係者の方々のご協力をいただき、清浄性を復帰いたしまして、9月ではなかったかと思えますけれども、OIEに対しまして清浄性復帰の情報提供をしたという経過が、我が国においてはあったということです。

それから、カテゴリー別の貿易条件、先ほど申しましたように、清浄国あるいは汚染国と区分をされたときに、ある国がその国から畜産物なりを輸入するときどういう貿易条件を要求することができるかということです。これは例といたしまして、その牛肉なりを輸入する際の条件を参考までに掲げております。当然に清浄国あるいは清浄地域からの輸入については、基本的に条件は必要ないということでございます。汚染国から輸入することになりますと、不活化処理、つまり加熱処理をするということです。

例えば、私どもは今中国で口蹄疫が出ておりますけれども、中国から牛肉を輸入するに当たっては、そういった加熱処理を求めています。当然、その加熱処理した後に、再度汚染があってはならないというようなことも条件として書かれております。

それから、きちんとした公的な防疫措置を実施をしている国から輸入する場合は、そうではなくて、例えばその地域なりで1年以内に2回以上のワクチン接種はされておいて、その出荷に回される牛が飼われている農場の半径10キロ以内に過去、例えば30日間にわたって口蹄疫の発生がなく、かつその牛が例えばと畜場に出荷される際に、消毒実施をするといった条件、さらにと畜場で処理をされたときに、主なリンパ節にウイルスがいる可能性があるわけですが、そういったものはきちんと除去されている、また、熟成処理（pH6.0以下）をするといった条件によって、基本的にはウイルスはなくなっているだろうという判断のもとに、こういう条件を満たすことのできる牛肉であれば、輸入を認めるべきである、あるいは輸入するには、こういう条件を相手国に求めるべきであるということが具体的に書いてあるわけです。

そこで、今回、口蹄疫のコードの中に、先ほど申しました封じ込め地区という考え方を新たに設けるといことが提案されているわけです。封じ込め地区という考え方については、ここにありますように、口蹄疫が発生、きわめて限定的な発生になっておりますという場合には、その国全体を汚染国として貿易を制限をするのではなくて、周辺地域への拡大防止、こういった措置がきちんと講じられておいて、この地区を封じ込め地区として設定をするということで、その国の中にありますそれ以外の地区については、清浄性を認めていこうという考え方でありまして、イメージ図ですけれども、こういうふうにある国で口蹄疫が発生をいたしましても、そこをきちんと封じ込めをする。防疫措置を講じること

によって、この牧場Dの一定エリアからその病原体が外に出ないような拡大防止措置を講じるということがきちんとできるのであれば、それ以外の地区にある牧場からの牛肉については、輸出を認めていいのではないかとということがこの考え方でございます。

では、そういう封じ込め地区を設定する際の要件をつくらないといけないわけですが、どういう要件を設定すればいいかということについてです。こういう要件を設定したいというのが今回の提案であります。発生が限定的である、封じ込め地区外への拡大防止措置が実施をされている、封じ込め地区外にまだ見つかっていない感染例があつてはいけないわけですし、きちんと検査をすることですべての感染例を摘発をする。その摘発をしました感染例につきましては、摘発淘汰をする。見つけた感染牛は処分をすること。封じ込め地区以外の地区につきましても、きちんとその拡大が起きていないかどうかを確認するために、従来、平常時にやっておるそのサーベイランス、検査体制より一段と強化をしたそのサーベイランスを実施することによって、感染というものが広がっていないということを確認をする、立証をするということが、この要件として提案されております。

これが、封じ込め地区の提案でございます。口蹄疫に関しましては、今回、それと別の提案がございます。これは清浄カテゴリーの要件を新たに追加するというところでございます。先ほど申しましたように、清浄国をずっと継続していくためには、周りの国の間にきちんと緩衝地帯、あるいは地理的な隔離が設定されているか、あるいはこれまではなかったんですけども、清浄国といえどもきちんと年1回、サーベイランスを行った結果につきまして、OIEに提出をなささいという提案がなされています。ある意味、規制の強化ということであろうと思います。

それから、最後になりますけれども、BSEについてです。BSEにつきましては、やはり2005年から昨年にかけて、皆様ご案内の方もいらっしゃるかと思いますけれども、大幅な改正が行われておりまして、先ほど口蹄疫の場合、清浄国と汚染国という2つのグルーピング、カテゴリーがあるというふうに申し上げましたけれども、BSEに関しましては3つのカテゴリーがございます。

まず最初にありますのが、無視できるリスクというカテゴリーでございます。このカテゴリーに区分をされるためには、まず当然のことでございますけれども、リスク評価が行われているということ。それからサーベイランスといたしまして、B型サーベイランスと書いておりますけれども、これはもし仮にその国にBSEがあるのであれば、5万頭に1頭の感染牛を摘発できるだけの水準でサーベイランスを実施しなさいというものでござい

ます。詳細は専門的になりますので割愛をさせていただきますけれども、そのB型サーベイランスをやっておるということ。それからBSEの発生状況を見てみまして、その国で発生がない、あるいは発生はあるけれども、輸入した牛だけであるという国については、そのリスク低減措置といたしまして、このBSEというものに対するその農場からの報告義務、あるいは教育が7年以上実施をされておる。それから飼料規制、フィードバンでございますが、これが8年以上実施をされている。輸入牛で発生したところについては、感染牛はもちろんきちんと処分をされている、こういう条件を満たす国は、無視できるリスクの国に区分されるということです。

また、国内発生があっても無視できるリスクというカテゴリーに入ることがあるということです。国内発生がある国については、①ですけれども、過去11年以内にその国で生まれた牛で発生がないこと。つまり、以前に生まれたもので発出していても、最近発生がなければそれは清浄な国であるというふうにみなしていいということです。報告義務なりフィードバンは、上の要件と一緒にして、感染牛、あるいはコホート牛という感染牛が見つかったときに、その感染牛が1歳になるまでにその感染牛と同居をしていて、汚染をされたとおられる飼料、同じようなエサを食べたと考えられる牛がいるわけですが、そういったものをコホート牛と呼んでおりますけれども、そういったコホート牛について処分をする。こういう条件を満たしている国については、無視できるリスクの国と考えていいのではないかとということでございます。

それから、管理されたリスクの国ということでございます。サーベイランスとしては先ほどB型サーベイランス、これは5万頭に1頭の汚染牛を摘発する水準と申し上げましたけれども、A型は10万頭に1頭ということで、それよりやや厳しい高い摘発水準でサーベイランスを実施しているということ。そういった国であって、過去のBSEの発生がなくても、あるいは輸入牛のみで発生があっても、あるいは現在、国内で発生があっても、右の列にいきますけれども、フィードバンが8年未満ですとか、教育が7年未満といったリスク低減措置が両方行われている国は、管理が行われているリスクの国であると区分をいたしましょうという考え方です。

最後に、不明なリスクと書いてありますけれども、例えばサーベイランスも実施をしていないような国、あるいはリスク評価を全くやっていない、あるいは対策も講じられていない、そういった状況がわからない国については、リスクが不明ということです。

以上のように、無視できるリスクから管理されたリスク、あるいは不明という、3つの

グルーピングをしましょうということに今なっておるわけでございます。

そういった国から輸入する際の貿易条件というのは、既に昨年までのいろいろな議論の中ででき上がっているわけですがけれども、今回、2007年に提案されておりますのは、その一部、貿易条件の新設ということです。先ほど言いました無視できるリスクの国から、生体牛を輸入する際の条件ということです。これまでは特段にその条件というものが設定をされておりませんでしたけれども、その牛が備えるべき要件として、その母牛ですとか、由来する牛群がきちんとわかること。それから先ほど言ったようなコホート牛というものではないということ。それから飼料規制、フィードバンが効果的に実施をされた以降に生まれた牛であるといった条件を先ほどの無視できる国にも適用しようということ。また、国内発生があっても、無視できる国があるということですので、そういう以前に生まれたような、あるいはフィードバンがきちんとされていないようなものについては、条件を追加しましょうという意味でございまして、ある意味、貿易条件を強化しようという改正提案であります。

それから、無視できるリスクの国から、肉骨粉を輸入する際の条件の新設も提案をされております。特にこれまで条件がなかったわけですがけれども、先ほどと同じようにフィードバンが実施される以前に生まれた牛を原料とする製品につきましては、貿易すべきではないという提案がなされておるといことです。

それから改正案の3点目でございますけれども、ゼラチンについてです。非常になじみの薄い方もいらっしゃるかもしれませんがけれども、食品に使われまして、そのゼラチン、皮から製造される場合と、骨から製造される場合があるわけですがけれども、この骨由来のゼラチンのその原料の条件の変更という提案です。

現在のコードの中では、先ほど申しましたカテゴリーの、管理された国からゼラチンを輸入する場合は、そのゼラチンが由来する牛の骨として、30カ月齢を超える牛の頭蓋骨を使ってはならないということであったわけですが、不明のリスク国につきましては、12カ月齢を超える牛の頭の骨、あるいは脊柱を使ってはならないというコードが今現在あるわけですがけれども、そういった条件を廃止をするという提案です。つまり、そういったものも、ゼラチンを製造する場合の原料として使って構わないという提案でございます。

これは、今日の資料の中にも参考として含めさせていただいておりますけれども、ニュージーランドで提案をされたものでございまして、その基本になりますのは、イギリスの方で実験をされました結果です。マウスのプリオンを使いまして、実際にゼラチンを製造

する工程の中に、そういうマウスの異常プリオンを、わかりやすく言うとまぶしまして、その製造工程によって処理をするわけです。そうしますと、ゼラチンを製造する工程では、実は酸で処置するですとか、アルカリで処理するですとか、そういった処理工程が入るものですから、その処理工程を経ることによって、感染性が消失をしていくという実験データが実は出ておりました、そういったデータを元に、今回、ニュージーランドの方からこういった条件について見直しをしてもいいのではないかという提案がなされているということでございます。

私の説明でこのスライドにつきましては以上でございますが、実はもう一つ、資料3ということで、本日皆様方から特にご意見なりを伺う際の、資料を準備させていただいておりますので、それについてあと5分で説明をさせていただければと思います。

お手元に1枚紙の資料3というものがあろうかと思えます。「OIEコード改正の主な項目に関する主要論点」というタイトルのものです。ごらんいただければと思います。

まずコンパートメントについてでございます。コンパートメントは2005年の総会において、新たに追加された考え方であり、現在、個別の疾病では牛の結核、それからBSE、豚コレラ、鳥インフルエンザ、ミツバチ、こういったものにコンパートメントの規定が導入されております。今回の改正案では、このコンパートメントの信頼性を保証するために、最終的な権限は獣医当局にあることの明確化ですとか、あるいはコンパートメントの認定にあたり、輸出国が検証する「バイオセキュリティプラン」に記述すべき事項の具体化、例えば先ほどご説明申しましたような、経路の特定ですとか、侵入防止のための措置、監査、検査、こういったことの具体化が提案をされているという状況でございます。

①でございますけれども、コンパートメントについては、疾病毎に適用のためのガイドラインを作成することとされております。現在、鳥インフルエンザに関するガイドラインがOIEの方で検討をされておりました、この3月にOIEの方から具体的な案が提案をされることになっておりますけれども、そもそもどのような病気にこのコンパートメントというものの考え方が適用できるかどうかということについて、ご意見をいただければということでございます。

それから、2点目といたしまして、獣医当局と経営者の責任関係、「バイオセキュリティプラン」に記述すべき事項について、どのように考えるか。例えばこういう記述が必要ではないか、こういう要素もやっぱりきちんと書くべきではないかというようなことについて、ご意見をいただければということです。

それから、口蹄疫の封じ込めについてでございます。口蹄疫清浄国・地域について、発生状況、サーベイランス結果等を、毎年O I Eに提出することが必要とされている。また、清浄国・地域で限定的な発生があった場合に、一定の条件を満たす封じ込め地区を設定すれば、それ以外の地域の清浄性の停止は解除できるとの提案が行われているということです。①ですが、この封じ込め地区につきまして、伝染病発生時に行われます殺処分ですとか、周辺農家の移動制限といったような防疫措置の実施対象地域と考えてよかろうかというふうに、私ども理解をしておりますけれども、その設定によりまして、それ以外の地域の清浄性を認めようというそういう考え方について、どのようにお考えになるかということでございます。

それから②、疾病の特徴、病性や感染力がきわめて強いといったようなことはご説明申し上げたわけでございますが、そういったものを踏まえまして、この封じ込め地区という考え方を口蹄疫に適用することについてどのように考えるか。また、ワクチンを接種している場合と、接種していない場合があるわけでございますが、そういったものの有無にかかわらずに、一律に適用するという提案になっているわけでございますけれども、その点についてどうか。

③でございますが、封じ込め地区の設定に当たって、満たすべき要件としまして、先ほどご説明しました発生が限定的であること、これについては早期発見ですとか、家畜の移動制限、疫学調査が完了しているですとか、感染源が特定できていること、あるいはすべての発生が疫学的に関連していることといったような、具体的な条件がまた別途細かく規定をされております。あるいは当該地区内外での一定のサーベイランスの実施、摘発淘汰、まん延防止措置の実施が必要というふうにされておりますけれども、こういった条件について、どのように考えるか。

それからB S Eです。生体牛、肉骨粉に関する貿易条件の変更ということでございます。飼料規制の実施前に生まれた牛のリスクが、実施後に生まれた牛と異なることについて考慮いたしまして、以下のような規制を強化する提案が行われているということでございます。実は私ども、日本なりE Uがこの改正があった際に、やはりそういったことを明確にすべきであるというコメントを昨年出しておりますけれども、そういったものも踏まえた提案になっておるわけでございます。無視できるリスクの国につきましては、先ほどご紹介を申し上げました「フィードバンの効果的实施日以降に出生していること」といったような条件の追加があるわけです。あるいは肉骨粉についても、それ以前のもの、貿易す

べきではないというような条件が追加をされております。

それから、スライドの方では、実はご紹介を申し上げませんでしたけれども、管理されたリスクの国につきましても、生体牛を輸出する場合、これまでは国内発生がある場合に限って適用していた「フィードバンの効果的な実施日以降に出生していること」という条件を、国内発生がない場合にも適用するという提案でございまして、これもある意味、強化でございます。

それから2番目ですが、ゼラチンの関係でございます。骨由来のゼラチンについて、原料として管理されたリスクの国の30カ月齢を超えた牛の頭蓋骨、不明のリスクの国の12カ月齢超の頭蓋骨及び脊柱を利用不可というふうにしておったこの条件を廃止するという提案です。その安全性を一応示す科学的根拠というものも、提案の中に含まれておるわけでございますけれども、そういったものについてどのように考えるかということでございます。

こういった点につきまして、ご意見をちょうだいできればということでございます。

私の説明は以上です。

○引地消費者情報官 ありがとうございます。

ここで一たん休憩とさせていただきますと思います。10分ほど、休憩をいただきたいと思っております。

今、手元の時計で、2時半ですので、再開は2時40分とさせていただきますと思います。

(休 憩)

(再 開)

○引地消費者情報官 それでは時間となりましたので、会議を再開します。

改正案の3つのポイントについて、順番に意見交換を行いたいと思っております。委員の皆様には、ご発言は時間の制約もございますので、簡潔にお願いしたいと思います。またOIEコードの改正案に的を絞った議論ということで、効率的な運営にご協力ください。また、行政の方からの回答も簡潔かつ手短かにお願いいたします。

では、まず初めに、地域主義とコンパートメントということでございますが、先ほど事務局の方から主要な論点ということで説明がございました。どのような疾病が対象になると考えられるのかということ。それから獣医当局と産業界の責任関係なり、「バイオセキュリティープラン」に記述すべき事項、幾つかあるわけでございますが、それらについ

てどのように考えるかということ、そのあたりからお話を進めさせてもらいたいと思います。いかがでしょうか。

では、まず山浦さんから、その次、安田さんお願いいたします。

○山浦委員 資料1の6ページ「地域主義とは」というところと、それから7ページにSPS協定の条文がありますけれども、そちらの方を参照してください。

先ほどの説明の中で、このSPS協定の中で地域主義というものがあって、これは今回のOIEのコンパートメントの考え方につながるわけですが、そこで先ほどの説明で輸出国から要請があった場合、輸入国はその一部であるということについて検討する義務が生じるというふうに説明されましたけれども、これは条文でいうと、第6条の2項、3項のどのあたりがその義務になるのか、この点を説明していただきたいと思います。といいますのは、SPS協定はやはり貿易促進の面と、それから各国の安全性を確保する主権の確保といったことを調整するものではないかというふうに思いますので、やはりその疾病を完全になくするために、あるいは国外への蔓延を防ぐために、なるべく厳しい措置をとることが重要だと消費者としては考えます。しかし、輸入国にとっては、義務があるというのは、どこに基づくのかということですね。輸出国の方はそういった客観的な証明もしなければいけないということまでは言えると思いますが、この考え方がどうも輸出促進が前提となっているような、そういうふうな印象を受けますので、そこについてお伺いしたいと思います。

それから、それに関連して、コンパートメントについては、国の中のある地域を特定するというふうに、今提案がなされているわけですが、疾病によっては国境を越えてある地域全体でこの病気が問題となるというふうなこともあるわけですから、国の中の一地域に限定するのではなくて、むしろ、2カ国、3カ国でもそういう問題があるという観点も必要ではないかと思うんですね。例えばアメリカにおけるBSE問題は、カナダを含め北米全体状況に関連していることを考えますと、コンパートメントではなくて、むしろ拡大して撲滅のための対策を全体的にどうとるかという、そういう問題にもつながるのではないかというふうに思います。

○引地消費者情報官 今の山浦さんからのご質問ですが、1つは輸入国の義務の規定というのはどの辺に書いてあるのかということと、コンパートメントに関して、一国の中ということではなくて、陸続きになっている国々の地域、そういった広いエリアで物を考えるべきではないかと、2つのご意見をいただきました。

そうしましたら、小川さん、最初の方をお願いします。

○小川課長 ありがとうございます。小川でございます。

山浦委員からいただきましたご質問ですが、まずご質問に直接お答えするということで、6条のどこにそれが書いてあるのかということですが、今おっしゃったところがすべて該当するというふうにご理解いただければと思います。

つまり、1項、2項で、日本語で申し上げるよりも、ちょっと英語の方を見ていただきますと、原文と書いてある1項のところ、私が法的義務というふうに繰り返した理由は、「shall」を使っている部分です。「shall」はWTOの用語の中で、最も重い義務を課している言葉です。したがって、「members」と書いてある場合には、これは「importing country（輸入国）」も「exporting country（輸出国）」もすべてのメンバーが「ensure（確かにする）」する義務を負うということです。したがって、相手がどういう疾病状況に応じて措置をとっているかということについて、ちゃんと明らかにする義務を負うということです。

逆に、先ほど2番目に証明するところで申し上げたところは、3項のところ「Exporting Members claiming that」とあります。要するに輸出国が要求しているというときには、2行目の5番目ぐらいの単語ですけれども、「shall provide the necessary evidence」ということで、検証する法的義務を負うということでございます。それをスライドではあのように表現して申し上げました。

それで、貿易促進的ではないかということなんですけれども、WTOという組織自体は、World Trade Organizationですので、貿易を促進をしているわけですね。ただ、OIEの場合ですから、動物の健康と貿易とどっちが大事だと言われれば、動物の健康の方が大事だということをはっきりさせているものがSPS協定です。ただ、ここにも条件があって、動物を守るためであれば、際限なく厳しい措置をとっていいかといえ、そんなことはないですよということです。科学的に証明できる範囲内で、つまり余計な措置はとってはいけないという意味においては、限定があるということでございます。

○引地消費者情報官 では、コンパートメントの方を川島さんをお願いします。

○川島室長 複数の国にまたがるような対策も必要ではないかというご発言でありまして、例えばEUの例を見ていただきますと、BSE対策についてはEUの共通ルールでやっているというような取り組みも現にありますし、また、東南アジアではご案内のように、鳥インフルエンザというものが発生をしております、これはちょっと話がそれてしまい

ますけれども、日本の方からも国際貢献という観点で、複数の国を対象にしていろいろ撲滅対策を講じております。それは実態としては、そういう様々な取り組みが、地域、地域で行われているという状況でございますけれども、このコンパートメントという考え方は、やはりいわゆる獣医当局は1つの国単位で設立されているわけございまして、コンパートメントの認定に当たっては、基本的にはその国の中にある施設群といったものを認定していくということが基本であろうというふうに思います。

○引地消費者情報官 山浦さん、関連ですか。では、手短にお願いします。

○山浦委員 小川さんの先ほどのご説明について、特に6条の第2項ですけれども、この「shall」の扱いについては、輸出国の方がこういったことをやはり証明しなければいけないというふうに読めます。地域であるというふうに言いたければ、データを出して自分の方でこれについて輸出したいという義務が生ずるということです。輸入国の方に、初めからそれを証明しなければいけない義務があるということではなく、もし紛争になれば、その場合には輸入国も輸出国のデータを基に証明する必要があるということだと思っております。この流れの中では、ですから最後の輸出国の方は輸入国に対して客観的に証明することが必要という、そういう流れの中で読まなければいけないのではないかと思います。

○引地消費者情報官 小川さん、どうでしょうか。

○小川課長 すみません。もし誤解を生んだようでありましたら、訂正いたしますけれども、スライドでもあったとおり、証明責任を負うのは輸出国です。輸入国はそういうコンセプトを認めなければならないということですので、そのようにスライドの2点目にも輸出国が証明責任を負うと書いてございます。

○山浦委員 ですから、先ほどのスライドの輸入国は一部停止と、疾病発生とのこの区別を、検討する義務があるというふうに言われるのではなくて。

○小川課長 すみません。義務はあります。2項で書いてございますとおり、加盟国は—これも申しわけありません、ちょっと英語の方を見ていただきますと—2項で、「Members shall in particular, recognize the concepts of pest disease-free areas」とあります。つまり地域主義のコンセプトは認めなければならないんです。ただ、それを証明する責任は輸出国にあるということです。したがって、うちは地域主義は認めないよというふうに言うことは、WTO違反です。

○山浦委員 輸出国がこれは地域主義に訴えるというふうに言った場合には、その議論に参加する義務があると、そういうことになるわけですね。

○小川課長　そうです。スライドに書いたと思いますが、要請があった場合、検討する義務ということです。

○引地消費者情報官　それでは、安田さんお待たせしました。

○安田理事　このコンパートメントという概念が、山浦さんも言われましたように、やはりこれは輸出促進のための方便として導入されようとしているという感じがするんです。鳥インフルエンザのガイドラインの検討がされているということですがけれども、鳥インフルエンザは、ウイルスが原因で発生するものですから、そこを全部殺滅というか、殺処分して、そこは清浄になったと言えるのかどうか。これは、毎年繰り返し発生するものですし、特に私がこのSPS協定というそのWTO協定が持っている、この貿易促進と健全な科学というのが、果たして本当に食べている人たち、世界の人たちにとって有益な方法なのかどうかということに非常に強い疑問を持っているわけです。

WHOの勧告では、鳥インフルエンザの発生の原因は大量密飼い、薬づけの今の飼い方にあるとしています。自由貿易体制の中で非常に大量の肉が貿易品として扱われ、価格競争にさらされている中で、鳥インフルエンザは近年頻発するようになったわけですよ。そのような飼い方そのものを直さなければ、鳥インフルエンザの再発というのは防げないと言っているわけです。そういったときに、SPS協定とか、このOIEの基準のみで貿易をどんどんと促進していくという形が、我々にとって本当にいい未来になるのかどうか、非常に疑問を覚えるわけです。

コンパートメントという概念については、消費者としてこれは納得できないということをもっと申し上げたい。それから2番目の獣医当局と経営者の責任関係ということで、このコンパートメントが清浄施設群として一企業のある施設を安全なものとして、発生源は隔離するけれども、それ以外のものは貿易品として使っているという概念ですよ。その場合に、いろいろなマニュアルが掲示されているわけですがけれども、それが果たして確実に担保がとれるのか。もちろん、獣医当局の監査があるということですがけれども、それが本当に有効に働くかどうか。今回、BSEのアメリカの認定施設からの輸出についても、数々の違反があるわけですし、見逃しもあるはずですし、そういう状況の中で、こういう不安定なウイルスによる発生という目に見えないものでの発生を、こういう一つのマニュアルだけ作って、形ばかりの監査したでは、とても私たちとしては安心できないと思うんです。

ですからそこが本当に抜き打ち検査や、企業の情報公開、そしてうそをついた場合の厳

しい罰則、そういうふうなものがちゃんと担保されていくということでなければ、到底これは認められない。それが私の意見です。

○引地消費者情報官 そうしましたら、飯田さんお願いいたします。

○飯田事務局長 少し、難しいものですから、ちょっと質問があるんですが、現在、鳥インフルエンザの問題について、検討中だということなんですが、去年の資料を見てみますと、ワクチン接種にかかわらずという前提条件の上で、コンパートメントの問題が鳥インフルエンザについても昨年議論もされている。これは後の口蹄疫の問題と同じようなことになるんですが、現在日本は、ワクチン接種によらずにその管理をしようという手法をとっているわけですね。ところがOIEの議論の場では、接種にかかわらずという前提で議論が進んでいるということなんですが、そもそもの日本の考え方は、どういうスタンスに立つのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○引地消費者情報官 技術的なお話も安田さんの方からありましたので、これは喜田さんからお話をいただければと思います。

○川島室長 喜田先生の前になって恐縮ですが、基本的な私どもの考え方は従来から申し上げているように、鳥インフルエンザにつきましても、口蹄疫につきましても、ワクチン接種をするということになりますと、感染自体は防げないということがあるわけですから、今現に宮崎、岡山で非常に一生懸命やっただいておりますいわゆる早期発見が遅れてしまって、かえって防疫上好ましくないというのが基本的に私ども、国としての考え方でございます。

○喜田教授 ワクチンについては、ウイルスを不活化してそれを注射しておりますから、基本的には感染予防にはならない。発症予防にはなることもある。だからそのところが大きな誤解を生んでいて、ワクチンを打っておけば病気にならないというのは、感染しないということではないんです。感染すれば、体が増えて排泄しますので、見えない流行が起こることが多いんですね。ですから、ワクチンによってきちんと成功した例は今までないと思います。

今3カ国ぐらいで打っていますけれども、一向に鳥のインフルエンザは減っていないんです。公衆衛生関係で一つのワクチンに対する期待があるのは、やっぱりたくさんウイルスは増えませんかから、排泄量は減るので、一応ワクチンを打っている群のところでは、環境中のウイルス濃度は低くなりますよね。したがって、人への感染リスクを減らすために、鳥にワクチンを打ってくれという要望が公衆衛生からあるが、このワクチンによってしよ

つちゅうウイルスが供給されているような状況下でワクチンを打っても、いい効果は期待できない。それは科学的に言えると思うんですね。だからワクチンを打てば何とかかなるといのは、見えない期待であって、OIEの科学委員会のメンバーでも議論があって、ここでは鳥インフルエンザはやっぱり摘発淘汰を基本とすべきだよねと言うと、みんなイエスと言うんですね。ただし、EU加盟国の中には、ワクチンをつくっているところもありますし、いろいろな規模があって、OIEは事務局としてそういうのも入れると、あその文面は摘発淘汰は旨とすべしということになっています。ただし発生が広がってどうしようもないときには、ワクチン接種も一つのオプションとすることが考えられるという程度のことであります。

発生が広がってどうしようもないときに、もし獣医にご自分がなったとして考えて、その現場に行ってどの鳥にワクチンを打っていいかといったら、わからないわけです。リングワクチネーションといって、そこから広がるのを防ぐといっても、発生が広がってどうしようもないときのリングの設定というのは不可能です。ものすごい量のワクチンを用意しなければいけない。そういうワクチンの用意はないので、少なくとも日本では3年前の時も今回も、早期発見、摘発淘汰でおさまっていますから、それでやるのが基本ではありますが、保証がちゃんとできない国がそれができなかったために広がってしまったという面もあって、公衆衛生関係の人は、そういうところはワクチンを打って何とかならないかと言うわけです。だけれども、それで中国とベトナムとインドネシアが今ワクチンを接種しているんですが、おさまっていないし、人にも感染しているんですね。だから、ワクチンは過信しない方がいいと思います。利用できるときがあるかもしれませんが、今のところ利用してよいことはないのではないかと私どもは思っています。

○引地消費者情報官 ちょっと待ってくださいね。それと今安田さんの方から、このコンパートメントというシステムの確実性といいますか、本当に封じ込め、抑えることができるんでしょうかということですが。

○安田理事 それからあと、WHOのその勧告とこのSPSとの関係ですよ。WHOというものの存在よりもSPSの方が上にあるというようなことになるんでしょうか。その辺のことも一緒に教えてください。

○引地消費者情報官 ちょっと待ってください。まず、最初のお話があったコンパートメントについて、大事な点だと思いますので。

○喜田教授 コンパートメントについては、私も反対なんですね。あれは企業を守るため、

会社を守るための決まりのように見えます。

3年前もO I Eのコンパートメントに関するミーティングがあって、そのときに私は反対の意見を言ったんですが、EUがものすごい押しているんですね。輸出したいところがたくさんあって、そういうことが関係していると思います。しかしながら、これは全部それに従わなければいけないわけではなくて、our decision（我が国の決定）はそのまま続けるぞというのは認められるわけです。ただし、これも3年か4年前にアメリカ合衆国が日本の輸入制限が厳し過ぎるというので、WTOに提訴するぞとおどしがかってきたことがあって、そのときは農水省の方と一緒に、O I Eで調停に持ち込んで、はねのけることはできたわけです。

だからこっちがきちんとした信念と、きちんとした防疫対策ができるという自信を持っていけば、いろいろなところからの要求は取捨選択してつき合っていくことはできるんじゃないかというふうに思います。WHOは人の命の方が大事なので、さっき申し上げたようにちょっと斜めのところがあります。だから、私たちは鳥インフルエンザを鳥の中だけでおさめてしまうということを基本にすべきなので、鳥インフルエンザが鳥の中でいつまでもとどまっているかもしれないけれども、人への感染リスクは下がるという前提で、そんなに殺すのはいけないというけれども、広がって伸びてしまったら、もっとたくさん殺さなければいけないわけです。だから、できるだけ最小限の犠牲で済ませてしまうということこそ、大事なことだと思います。WHOの人とは、私もWHOのエキスパートもやっているのですが、そここのところはちょっと話が合いません。だから、みんなそれぞれの分野、分野で、意見を言うわけです。だけれども、総合して鳥の命も人間の命も、地球全体を考えると、結局私の言っているようなことに、私の中ではなってしまうんですが。それで、鳥の方の防疫もできて、公衆衛生への影響も下げるべきだというふうに考えています。

○引地消費者情報官 安田さんからお話がありましたWTOとSPSの関係について、これは小川さんお願いします。

○小川課長 今、先生がおっしゃったことで、ほぼ尽きておるんですが、法律論で申し上げますと、SPS協定で言うところの国際基準をつくる機関の中にはWHOは入っていません。ただ、食品安全で言えばCodexですけれども、ご存じのとおりCodexはFAOとWHOがつくっている組織ですし、O I Eの場合もこれもO I Eのホームページにあります。WHOと協定を結んでおいて、そこで協力をしていくということになりますし、O I Eの

総会にはWHOの方も出席をして、そこでコードとしてはO I Eがつくることになっておるんですけども、WHOの意見があれば、それは取り入れていくことが可能な体制にはなっています。

あと、もう一点だけ、実は今、安田さんがご指摘されたことというのは重要で、本当に担保できるんですかというところは、これはかなり重要なことなんですね。したがってそういう意味では、この地域主義というのは今理屈で説明をいたしましたけれども、現実適用するのはどこの国も非常に悩んでおります。O I Eも悩んでいます。鳥インフルエンザのコードで申し上げますと、コンパートメントを含んだ規定というのは、実は1回総会に提示されましたが、採択できませんでした。合意ができなかったんです。2回目、これも暗礁に乗り上げて、アンダースタディーという文字をつけて通しました。つまり検討中ということです。3回目もこの地域主義については、川島の説明にもあったと思いますが、具体的にどうやって使ったらいいのかわからなければ使えないということで、O I Eはそういうものを検討してつくることとしており、なかなか動かないのも現実です。この問題のカギは、『本当に担保できるんですか』ということなので、このご指摘は重要なことだと思っています。

○引地消費者情報官 では川島さんの方から少しお願いします。

○川島室長 補足ですけども、やはり担保できるのかというご指摘、ご不安というのは私どもも理解するわけで、実はその際に重要なのは、きちんとした検査をどういう手法でもって行っているかということです。それから、その国の獣医当局の体制がどうなっているか。研究者がどういうところに配置をされているか。日本でいいますと、家畜保健衛生所というのは各県に配置をされておって、早期に通報して対応がとれるような体制が一応できているわけですけども、それぞれの国において、そういう当局側の体制がきちんと整備できているかということをごきちんと見ていくということも、また重要なポイントだろうというふうに考えております。

○引地消費者情報官 そのほか、2つほど大きな議題がありますので、飯田さんのご質問をまずしていただいて、このテーマについてはちょっと切らせてもらいたいと思います。

○吉川教授 ちょっと意見よろしいですか。

○引地消費者情報官 ごめんなさい。そうしましたら、飯田さんのお話の後、吉川さんの方からお願いします。

○小林専務理事 すみません。質問を先にしていいですか。意見ではなくて。皆さんもご

理解されているのかどうか分からないので。

1つは、3ページ目のコンパートメント、口蹄疫、それからBSEについてです。BSEのところには生体牛云々と書いてあるんですが、今、検討しているコンパートメントのところ、口蹄疫のところ、これは生体も含まれて検討をするんですか。それとも、製品について考えればいいんですか。その辺の問題が1つ。

それから、もう一つは喜田先生にちょっとお尋ねしたいんですけれども、さっきの関連なんです、要はワクチンを打った動物体ありますね。口蹄疫でもそうですし、豚コレラの例でもそうなんですけれども、ワクチンを打ったものが病原体として、例えば口蹄疫を持っているということで、ワクチンによって抑えられている。そういうものが国内に入ってきた場合に、それは発病する可能性があるのでしょうか、ないのでしょうか。その辺の伝染性があるのかどうかですね。ちょっとその辺が素人なものですから、よくわからないので、その辺のちょっとご説明だけまずしていただければありがたいなと思います。

○引地消費者情報官 小林さん、申しわけないんですけれども、皆さん順番お待ちですので、指名されたら話しお願いいたします。

では、まず飯田さん、その次に吉川さんの方からお願いいたします。

○飯田事務局長 時間がないので、結論を申し上げたいと思います。どのように対応するかですが、このコンパートメントの設定については、僕はまだ時期が早い、判断すべきではないというふうに思います。それで、どういう疾病に適用が可能かというそういう論点がありますが、これはその疾病のメカニズムがちゃんと把握できたり、明確になっていないと、やっぱり管理ができないというふうに思います。

そういう点では、鳥のインフルエンザは、現在日本の場合も経路が不明なように、渡り鳥という、人為的には管理できないところから伝染をする可能性を否定できないというそういう疾病の場合は、コンパートメントというそういう概念を入れてやることは、それ自体が無理があるというふうに思いますし、日本政府の立場で言うと、ワクチン接種にかかわらずという前提条件がそもそも相入れないというふうに思いますので、これは設定すべきではないというふうに私は思います。

○引地消費者情報官 ありがとうございます。そうしたら、吉川さんお願いいたします。

○吉川教授 僕も同じような意見で、ここのエリア、あるいはコンパートメントというのは一つの生産施設ですよね。概念的にそのエリアというのは、ではどこまでのことを指すのか。もう一つは今言われたように感染症は、家畜から家畜に来るものもあれば、野生動

物から家畜に来るものもあるし、あるいは人が媒介するものがあるって、その中でそれぞれの感染症の特性があるわけで、エリアから一気にその施設までレベルを下げるというか、概念を飛ばすというのは、やっぱり僕はちょっと無謀だと思うんですね。

今、インフルエンザが問題になっているけれども、多分ここで要求されているレベルの封じ込めは、日本だってこの間随分やってきたと思うんです。しかし、今の流行状況を見れば、そんなに簡単なことではないことは、誰にでも分かるわけで、最低限、今の時点で鳥のインフルエンザにコンパートメントという、こういう概念を入れるのは、僕は難しいと思うんですね。だからやっぱりもう少し時間をかけてエリアというものをどういうふうにか考えるのか、あるいはコンパートメントまでエリアを概念として拡大するならば、どういう感染症にそれが適用できるのかということ、サイエンティストグループなり、アドホックグループでちゃんと徹底的に議論して、疫学者などを入れて、なじむものがあるならば、それはそういうふうを考えればいいし。でないと、これはちょっとおかしいと僕も思います。

○川島室長 コンパートメントは、これは生体も畜産物も対象です。それから封じ込めの方は、逆に封じ込め地区のところから出さないけれども、周りの地域の清浄性を認めるということですから、当然周りの清浄と認められるところの生体も肉も対象になるということです。

○引地消費者情報官 喜田先生、ワクチンについてお願いします。

○喜田教授 口蹄疫ウイルスについては、定かなことは分かっておりませんが、インフルエンザウイルスは、その鳥にワクチンを打っていますから、抗体応答はあるわけですね。だから、排泄量は下がります。だけれども、下がった排泄量のウイルスには感染性がありますし、病原性もあります。

○引地消費者情報官 では梅原さん。

○梅原会長 日本養鶏協会の梅原ですけれども、今、鳥インフルエンザのことでいろいろ話題になっておりますけれども、我が国の考え方は、喜田先生のおっしゃったとおりだろうと思います。

それはそれとして、一つの理屈で理解できるんですけども、実際に3年前から発生して、おとし茨城県では600万羽、そして今年も相当警戒をしていましたけれども、4カ所に出て、その原因がさっぱりわからないと、どうやって抑えたらいいんだということですね。今は出たら全部殺せですから、喜田先生の先ほどのお話ですと、とにかく鶏の中

でおさめるんだということなわけですね。それは考え方としてはわかるんですけども、もしそうだとすれば、本当に今発生している宮崎は、県内全部で2,000万羽以上、それからその隣の鹿児島が3,000万羽以上の鳥がいるんですよ。そういう養鶏密集地帯がたくさんあるというのが、我が国の養鶏の実態なんですね。それを出れば殺す、出れば殺すということをやっていたら、日本中の鶏がいなくなってしまうのではないかと。

こういうことがヨーロッパでも問題になって、先ほど喜田先生が、ベトナム、中国等では、ワクチンやっても成功していないというお話がございましたけれども、例えばイタリアだとか、オランダだとかは、場合によってはやっぱりワクチンを積極的に使って、先ほどの封じ込めという話がありましたけれども、ああいう状態でインフルエンザを抑えているという実態があるわけですね。

いわゆる先進国、きちっと衛生管理ができる先進国にあっては、そういう地域を限定して、きちんと管理をするもとの、ワクチンも使えば、いわゆる撲滅の有効な手段だという方向が出ているわけですよ。ワクチンを使えば、必ず感染する比率も100分の1になる。仮に感染しても感染鶏から排出されるウイルスの量も1,000分の1になる。トータルとしては、危険性は10万分の1に減るということですから、環境中のウイルスの拡散量はもうきわめて少なくなるわけです。けれども、今の日本の実態からいいますと、全く日本の鳥はこのインフルエンザについての免疫ゼロですから、そこへ渡り鳥か何かを持ってきて、ぽんと入ったら、今回のような形になるわけですよ。

ですから、そういう意味からいくと、まさに我が業界は存亡の危機でして、このままいったら、業界が壊滅する可能性がある。それを、何もやたらにワクチンをやれという、あるいはやたらに地域主義をとれということではありませんけれども、やっぱり場合と必要によっては、地域によってそういう封じ込めをやり、日本でもワクチンの場合によったら使って抑えていく。もちろん、きちんとした管理のもとです。そういう必要はあるし、そういうことがないと、実際問題として果たして今の鳥インフルエンザが抑えられるんだろうかという、我々非常に危機感を持っておりますので、それはひとつご理解いただきたいと思えます。

○引地消費者情報官 和田さんどうぞ。

○和田参与 一点は、コンパートメントについてですけども、何人かの方からお話ありましたように、非常に疑問がまだまだあるということで、具体的にどういうことになるのかというのが、具体的に議論をもっと重ねて、そして考えないと、まだ考える段階まで至

っていないのではないかという気がします。時間ありませんから、一言で申し上げると、やはり消費者としては、とても納得のいく時期ではないということをお願いしておきたいと思います。

それから、この質問に入っているかわかりませんが、BSEのフィードバンの効果的実施日以降と……

○引地消費者情報官 和田さん。また後ほどその議論をしますので、後でよろしいですか。

○和田参与 わかりました。

○引地消費者情報官 神田さん。

○神田事務局長 今、ちょっとワクチンの使い方のお話が出てきてしまったので、皆さんが意見を言ってくださったので、いいかなと思ったんですが、そんな話が出てきたので、一言だけ。そういったことは別のテーマではないかというふうに思いますので、今回のところはやはりまだ飯田さんはじめ、吉川先生もおっしゃったような意見と、私は一緒です。それで、やはり感染ルートだとか、原因だとか、そういったようなことはまだわからないものですか、きちっとまだ解明されていないものがあるという段階でできることではないだろうという意見では一緒です。

今回の改正案のところ、信頼性を保証するための最終的な権限が獣医当局にあることの明確化と言っているわけですがけれども、今日お話しいただいた資料ですと、例えば経営者と獣医当局の連携だとか、それから獣医当局の責務だとかという形で、定期検査だとかそういう言い方はしているんですけれども、では国々によってどういう検査の中身なのか、どういった連携をすることなのかということがはっきりしませんが、明確化というふうにはなかなかいかないのではないかと思いますので、その辺も今回はちょっとまだ内容的にも未熟ではないかというふうに思います。

○引地消費者情報官 ありがとうございます。小林さんの方から。

○小林専務理事 農水省にもお尋ねしたいんですが、今の日本で発生している鳥インフルエンザ、これは各鳥農場をきちんと殺処分して、それからエリア何キロという形で制限をかけているのは、まさにコンパートメントではないんですか。だから国内のものでそういうことをやっているということであるならば、海外のものできちんとそういうことが規定されていれば、こういうことはやってみんな処分されていますよというようなことであるならば、その一定のエリア以外については、例えば宮崎県内のあの農場以外においても、ほかのエリアのものは認めているわけですから、ちょっとその辺は矛盾するのではないかと。

ただ、根本的にはまだ日本は畜産先進国かどうかわかりませんが、予防のところとか、医療の分野では、かなり進んでいると思うんですよ。そうではない国等から入ってくる可能性がありますから、今の段階ではまさに皆さんのご意見には従いますが、その1点でちょっと矛盾するのではないかなというふうに思っておりますので、きちんとそういうものがされれば、認めるべきではないのかなという感じですね。

○引地消費者情報官 吉川さん、何か。

○吉川教授 僕も最初そのことを考えたんですけども、確かに国内消費としては現在進行形であっても、あるエリアを決めてそこ以外のものについての流通は当然認めて、消費もしているんですけども、例えば清浄国が現在進行中の国、例えば日本から、ではそのエリアを外しているから、自分の国が清浄であるにもかかわらず、本当に入れる勇気があるかということを見ると、やっぱりそこにはある程度の疫学調査なり、科学的な清浄性に対する保証がないと、自分の国がそうしているのだから、入れてもいいよという国があるとはそんなには思えない。拒否することはそれぞれの国の、例えば自国の清浄性を維持するための一つの担保として考えていいのではないか。それを取り払って、自分たちの国もやっているから、それを認めなければいけませんよというレベルになると、本当にコントロールできるんだろうかという心配がある。もともと、国際的にエラティゲーション（根絶）が難しいからこそ、これら93の疾病がリストに上がってきている感染症なわけです。それをどうやって封じ込めていくかということ、OIEはずっと考えてきたわけですから、やっぱりもう少し慎重に議論して、いろいろなケースを考えた上でやるべきだと私は思うんですけども。

○川島室長 今、小林さんの方からご指摘のあったこと、あるいは吉川先生からご発言があったことは、非常にポイントをついている議論だと思います。先ほど、ご紹介申し上げたんですけども、やはり相手の国の獣医当局の体制がきちんとできているかどうかを評価をするという作業がきわめて重要になるということだと思います。先ほどご指摘のあったとおり、宮崎で鳥インフルエンザの発生しているところでは、半径10キロを制限区域として、それ以外のところは移動を認めているわけですけども、手前みそになるのかもしれませんが、私ども日本の獣医当局の体制というものはきちんとできていて、かなりしっかりした防疫措置を講じているというところが裏づけとしてあると思っております。一方、そういう相手の国において、そういう体制がきちんととれるかどうか、その評価というのが非常に重要なポイントだろうというふうに思います。

それから、やはり鳥インフルエンザについては、まだまだ今回の発生についても原因究明というものをこれから進めていこうとしているわけですが、そういったところで得られる知見を、きちんとOIEならOIEという場で科学者なりそういった鳥インフルエンザの専門家の方々にお集まりいただいて、きちんとしたことを議論をしていく、そういうことが必要ではないかというふうに考えております。

○引地消費者情報官 それでは、あと2つほど大きな議題がございますので、とりあえず一たんここでこの問題は切らせていただいて、次は口蹄疫封じ込め地域の設定という問題でございます。

封じ込め地域の設定で、それ以外の地域の清浄性を認めることについてどう考えるのかということ。封じ込め地域を口蹄疫に適用するについて、どのように考えるか。またワクチン接種の有無にかかわらず、一律に適用することについてどう考えるか。さらに、封じ込め地域の設定にあたり、満たすべき条件についてどう考えるかという論点でございます。

それでは、飯田さん。

○飯田事務局長 これは先ほどの議論と同じようなことになるんだろうというふうに思います。いわば、そういう限定した区域を特定して、それ以外については移動を自由にしましょうということだと思っておりますが、それに際してやっぱりその管理能力がちゃんとあるのかということが、やっぱり最大の要因で、ワクチンの接種にかかわらずという、これもまたそういう前提条件がついているんですが、接種をすれば、人間の目には見えずに移動する可能性が大であると思っておりますが、その管理が果たして今の防疫の技術でもってクリアできる国が本当にあるんだろうかというふうに私は思います。

そういうことは、現実的なその対応がどういうレベルにあるのかという議論なしに、概念的にこういうふうに決めてしまうことは、非常に危険なことではないのかなというふうに思います。

○引地消費者情報官 安田さんどうぞ。

○安田理事 口蹄疫もやはりウイルス感染のもので、日本で2000年に発生したとき、宮崎で、北海道もそうですけれども、その感染源は中国からの輸入の稲わらを飼料として与えたことが感染源だというふうに言われておりますよね。それで、私はこの口蹄疫がこの何十年も発生していない中でも、そうやって輸入飼料によって、突如発生するというような場合に、その発生した地域で感染源をどう特定していくのか、特定するのに時間がかかると思うんです。この地域だけ、と殺して全然出ないように清浄化したとしても、例

えば日本の場合で言えば、輸入した中国の稲わらがどういうふうに出回ったか、感染源を特定した後、その流通経路も全部特定し、そのほかの地域でも発生していないということを最終的にきっちり確認するまでは、これは完全に防除したということにならないと思うんです。

こういうふうな感染症の場合、封じ込め地区というのをその地域が発生したから、そこをマニュアルどおり清浄化したから、ほかは貿易していいんだという話というのは、非常に乱暴だと思います。非常に深刻ですけれども、ウイルス性のこういう感染症というものに我々が見舞われるようになったということは、グローバリゼーションの中で本来その小さな地域の中で、すべて物が見えるように循環していれば、起こりえなかったことが、昨今、こういうふうにかかるということになっているわけです。ですから、そういうふうな今の国際情勢のもとで、こういう絵にかいた餅のような封じ込め地区を設定して、ほかを流通させるというのは論外だと私は思います。

○引地消費者情報官 口蹄疫関係にお詳しい津田さんいかがですか。技術論も含めたこの封じ込めの考え方についてお願いします。

○津田研究管理監 口蹄疫の難しさというのは、まず口蹄疫について7つタイプがあるということですね。それから同じタイプの中でも、例えばワクチンの効果を考えた場合に、非常にウイルスの変異が激しいものですから、すぐに変異してしまふ。だからワクチンを打っていても、そこから逃れてくるものが出てくるというのがあります。それからもう一つは、牛の場合にはワクチンを打っている牛に感染した場合に、それが持続感染になることがあるんですね。ごく一部なんですけれども、まれに咽喉などの中でウイルスが増殖しながら変異して、それから新しい爆発的な流行を起こす元になるということがありますから、ワクチン接種国からの動物の生体の輸入も、牛については禁止しているわけです。そういうことがあって、ワクチン非接種ということをやっているんです。

日本はワクチン非接種清浄国です。宮崎の2000年の例ですが、あのときは私も行ったんですけども、また元の清浄国に戻るための条件としては、最終発生処分、防疫措置が完了後、現在の規定では3カ月になっていますが、あのときは6カ月でした。現在は3カ月になっています。その最終発生処分後、全体のサーベイランス、さっきおっしゃったように、サーベイランスも全部やりました。当時、ちょっと話は変わりますが、あの稲わらについては、当時は飼料として使われるとは思っていなかったんですね。だから家畜防疫上の検疫の対象外でした。野菜の敷きわらだったんですね。それがたまたま牛

の口に入ったということで、現在はそれは家畜防疫の対象となって、きちんと検疫しております。それが日本がそういう経験からとった対応なんですね。その後、そういったものを使ったところは全部清浄性を確認しまして、あのときに私たちの動物衛生研究所が1カ月ぐらい徹夜で対応したということがあるんですけども、清浄性を確認して、そのデータを持ってOIEに申請して、清浄国に復帰したというのがあります。

そのときに、発生例を見つけたときに、まずその清浄国に復帰するときに何をやるかという、同じ封じ込めです。まず発生現地の早期防疫措置といいますけれども、ウイルスは生きている動物でないと増えませんから、まず最初にそいつをつぶしてしまう。それから、その動物から外に広がらないように、同時に移動制限をかける。5キロであったり、10キロであったり、30キロの移動制限をかけます。それが封じ込め地区です。さらに、最初の防疫措置が完了、ある程度期間をおいて、3週間期間をおいて、そこで抗体があるかないかを確認して、ウイルスがあって感染していれば抗体が上がっているはずですから、ないことを確認して、それで清浄だとするわけです。

ですから、ここで言っている封じ込め地区というのは、恐らくこれは清浄化にまた復帰するためのワンステップと、私はこういう理解をすればこれは納得できます。だけれども、その間、それが何カ月も何カ月もこういう状態でいくんだったら、これは清浄化に至っていないでしょう。むしろこんなことをやっているんだったら、清浄国復帰までには最終摘発例処分後3カ月ですから、さっさと防疫を行う方がいいでしょう。あえてこういうふうな封じ込め地区を設定して、ただでさえ、その清浄国に復帰できる期間を従来の6カ月から3カ月短くしているわけですから、そういうことをやっているにもかかわらず、あえてこういう封じ込め地区を設定する必要はないんじゃないかなと思います。口蹄疫の防疫の現場からいきますと、この封じ込め地区を設定するのは、清浄国における口蹄疫の発生時の防疫措置のワンステップだと私は考えています。

○引地消費者情報官 林さんどうぞ。

○林理事 日本養豚協会の林です。

今の先生のお話とほとんど同じですが、口蹄疫でも豚コレラでも、一たん汚染されても清浄化を達成している国々はあちこちにあって、日本もそういう国の一つだと思うんですね。先般、日本も豚コレラを撲滅しました。

それで、ここで封じ込めというようなことは、いわゆる国レベルの清浄化ではなくて、封じ込めという段階での流通を認めてほしいということは、言ってみるとその国レベルで

の防疫の徹底が甘いということだと思っんです。それから、やはりウイルス病ですので、例えば豚コレラなんかだと、ヨーロッパでは野生のイノシシが媒介している例がたくさんありまして、今でも時々出ています。

そういうことで、やはりなかなか計り知れない部分もありますし、やはりここで封じ込めという短期的なことで、貿易に乗せてくるのではなくて、やはり国レベルでの清浄化をしっかりと確認した上での流通がそれはどう考えても妥当ではないかというふうに思います。以上です。

○岩間専務理事 日本食肉輸出入協会の岩間と申します。

口蹄疫のこの封じ込めという話で、輸入する業者の立場からしますと、具体的に浮かんでくるのは南米諸国で、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイあたりが想定されると思うんですね。日本は非常に厳しいワクチンを使わない清浄国という観点で、これらの国から日本は生肉は輸入しておりません。

しかし、ほかの国ではこういう南米の牛肉、ブラジルなどは世界で最大の牛肉輸出国でもありますし、こういった国から生肉を買っている国も現実問題としてあるわけで、最終的にこの取り扱いについては、政府間の獣医当局のそれぞれの判断にゆだねることだろうと私も思いますが、規定として先ほど先生がおっしゃったように、例えばアルゼンチンあたりも、ウルグアイもそうだと思うんですけれども、完全な清浄国に行く一つ前で、この地域とこの地域に一定の線引きをして、この地域以外であればというところをある程度一つの国際標準として、我が国も認めてはどうかというふうに私は考えます。

○引地消費者情報官 ありがとうございます。吉川さんどうぞ。

○吉川教授 やっぱり言葉の定義と解釈がいろいろあるから、いろいろなケースが出てくるんだと思うんです。だから、口蹄疫の発生が限定的というのは、どういう状態を言うのか。今言われたように、例えば流行はあるけれども、その中での発生が限定的という意味なのか、あるいは清浄国に先ほどの例みたいに、飛び込んで非常に限定されているということを対象にしているのか。

○川島室長 後者です。

○吉川教授 後者ですか。そうすると、先ほどの例は当てはまらない。それならそういうふうに明記すべきですね。限定的というのは、清浄国に飛び込んで発生がどのくらいの規模のものなのか。それは封じ込めについてもそうなんですけれども、その封じ込めレベルというのは、では一体どのくらいのものを想定しているのか。

そういうものがないと、この文言だけで限定的な封じ込めで、それ以外のところはいいだろうと言われても、今言われたように、たくさんの人がたくさん解釈をして、私は限定的というのはこうとということになる。私は封じ込め地域というのはこうとと言われるんでは、これはとてもではないけれども、国際的にエラティゲーションして、抑え込んでいくという趣旨とは、随分乖離がある気がするんです。だから、さっきのコンパートメントもそうですけれども、もう少しちゃんと専門家のレベルで練って、幾つかの条件があるなら、幾つかのシナリオに分けて、それで提示しないと、概念で議論をしてもいろいろなケースをみんながいろいろなケースでそれぞれに考えてしまうというふうに思います。

○引地消費者情報官 川島さん、今の意見について。

○川島室長 実はコンパートメントの議論が出てきたときも、私ども当初は反対をし、いろいろな議論が積み重なっていく過程で、仮に運用するとしたときに、具体的なガイドラインみたいなものが出てこない、具体的な議論ができないのではないかとということ私どもとしてはコメントとして出してきたわけです。現在、鳥インフルエンザについて、そのガイドラインの作成作業が行われております。これについては、先ほどご説明で申しました通り、3月に案を出すと言っておりますけれども、そういったものについて、さらに私どもとしてもやはり専門の先生方に入っていただいて、OIEという場できちんとした議論がまずは行われることが重要であろうというふうに思っています。

そういう意味で、全く同じでありまして、この封じ込め地域についても、先ほど先生がおっしゃったように、具体的にどういうものを想定しているのかといった考え方がまだ出てきていなくて、概念的な説明に終わっているという状況ですので、その辺のところについて、やはりより慎重な検討というのでしょうか、そういったことはやっぱり重要ではないかなと考えております。

○引地消費者情報官 では、小川さん、何か追加で。

○小川課長 今の吉川先生のご指摘ももつともございまして、皆さんに参考資料としてこれは配られておるんで、参考資料1-3、口蹄疫の改正提案なんですけど、この中で今の疑問の「限定的な発生」ということはこういうことであるという記述がございます。参考資料1-3の7ページを見ていただきますと、アンダーラインが引いてあります第2.2.10.6条のところで、1の一番下のところですが、以下の要素に基づき発生が限定されていることということで、アルファベット(a)から(g)までずっと書いてあるんですね。

そうすると、果たしてこういう地域が存在するのかという疑問もだんだん出てくると思っています。例えば、初発患畜及びその原因が確定していること、要は原因がわかっているということとか、そういうのをずっと読んでいくと、そもそもこれと限定、リミットというのは、概念が違うのではないとか、そういう問題もあろうかと思っておりますので、そういうのも含めて川島さんのところでは検討していくことになると思います。

○引地消費者情報官 では、ご意見がなければ、また最後に総合討議でお話していただきたいと思っております。とりあえず次の議題に移らせていただきたいと思っております。

次はBSEの問題でございます。生体牛やら肉骨粉等に関する貿易条件の変更ということでございまして、無視できるリスクの国の生体牛と肉骨粉の輸出の条件に追加事項と、これについてどう考えるかということと、管理された国の生体牛を輸出する場合の条件拡大についてどう考えるかということでございます。

では、まず山浦さんどうぞ。

○山浦委員 BSEですけれども、まず無視できるリスクの国におけるフィードバンの効果的実施日以降という条件を課すことについては、よろしいかと思っておりますけれども、肉骨粉を輸出する場合ということですが、BSEの原因が肉骨粉だけなのかということについては、まだ科学的にも議論の余地があるものの、BSEの発生原因として重要な要素であると思っております。したがって、この肉骨粉の輸出入を認めるような発想は、むしろ間違いではないかというふうに私は考えます。

それから、管理されたリスクの国における生体牛の輸出条件ですけれども、フィードバンの効果的実施日以降に出生しているということは、結局やはりトレーサビリティがしっかりできていないといけない、個体識別がちゃんとできていなければいけないわけですね。したがって、そういう条件もこれは前提に必要なわけですし、そういうふうに管理されるということの中身をもっとしっかりと決めた上で、こういったことも提案すべきではないかというふうに思います。以上です。

○和田参与 フィードバンの効果的実施日以降、あるいは以前という言葉が使われておりますけれども、これの確認方法をどうするのかということで、日本のようにトレーサビリティがきちんと確実に実施されているということが条件にならなければ、議論にならないのではないかなということと、それから肉骨粉については、今の段階で輸出入をすべきではないというふうに考えております。以上です。

○引地消費者情報官 ありがとうございます。そうしましたら飯田さん。

○飯田事務局長 3つほどあるんですが、1つは今日の資料の1-4の8ページから10ページにかけて、無視できるリスクの国、それから管理されたリスクの国、それから不明の国という形で、それぞれその条件が書いてあるんですが、その中に出てくるこのフィードバンの効果的实施日というのが、何を指すのかがよくわからないんです。効果的に実施された日ということ、日本語ではそういうことなんですが、何を以て効果的になったのかというのは、ちょっと裁量があるのかどうかよくわからないですね。そこをちょっと踏まえた上で考える必要があるんじゃないかなというふうに思います。

不明なリスクの国については、効果的实施日から2年経過後に出生した云々という条件が書いてあるんですが、これも効果的に実施された日より2年経過後という幅があるわけですが、これがどういう意味を持つのかというのは、ちょっとよくわからないなというふうに思います。

それから、2つ目なんですが、改正案の2の肉骨粉のところですが、この条件のところで「フィードバンが実施される以前に」という、この実施される以前という言葉と、「効果的に実施された日以前」というのは、ちょっと訳が違うのかなというふうに思うんですが、「効果的实施日以前」というのと、「実施される以前」というのと、一緒なのか違うのか、そこもちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それから3つ目なんですが、概要の3のところなんですが、これはEUのステータスが少し出ているようなんですが、そもそも頭蓋のところはSRMに指定をされており、貿易の除外項目なのに、今度それをゼラチンの原料として使っているという、この矛盾はどうやって解決するのかというふうにちょっと思います。3つほどです。

○川島室長 まず、効果的に実施をした日の特定についての考え方ですが、これは実はOIEの方から具体的にこういう考え方でやりなさいといったガイドラインといったものが出されているわけではございません。結局、輸入する側が相手国の説明、データ、こういったものを判断していくということになるかと思っています。

ちょっとご参考になるかどうか分かりませんが、昨日、食品安全委員会のプリオン専門調査会で、委員会の方から専門家の方が来られまして、同じような議論があったと聞いております。その方々からは、サーベイランスの結果、発生率が例えば減少しているだとか、そういった部分を見るだとか、どういう飼料規制になっているか、実態的、総合的に、例えば違反率がどうだとか、そういうような趣旨のご発言があったというふうに聞いておりますけれども、これについてはもしあれでしたら、食安委の方からでも補足的にご説明を

いただければというふうに思います。

それから、不明リスク国に対して、2年というプラスアルファの要件がかけられているということですが、やはり管理された国というのは、当然、一定の対策を講じているということで、不明のリスク国というのはそういう対策を講じているかどうかすら、なかなか評価できないということなので、プラスアルファの恐らく安全措置として設けられているものというふうに理解をしております。

それから「効果的」という文言については、すみません、まだ十分チェックをしておりますので、後で確認をさせていただいて、またご説明させていただきます。

○引地消費者情報官 では小野寺さんお願いします。いかがでしょうか。

○小野寺教授 フィードバンの効果的実施ですけれども、これは例えば日本でいうフィードバンと、アメリカでいうフィードバンは、やっぱり国によって内容が、理解する内容が随分違うんですね。ですから例えばお互いに物流する場合に、こちらのフィードバンはこうだと、向こうのフィードバンはこうだと、それが認められるか認められないかというのは、2国間の獣医当局の議論がかなり重要になるかと思うんです。恐らくOIEとしてもフィードバンはこういうものだと、具体的には細かい規定はまだやっていないんじゃないかと、概念的なものはかなり多いと思うんですね。

あと、この効果的という言葉自身も、かなりこれは概念的で、結局サーベイランスをやってみなければ、効果的かどうかというのはわからないわけですね。しかもサーベイランスをどれだけやったら効果的だと証明できるかということ、これまたなかなかお互いに概念がすれ違うことがあるので、ここでもかなり概念的な側面がどうしてもあると思います。ですから、きのうEU委員会の方が話をしましたが、しばらく例えばフィードバンをやって、それでフィードバンは効果があったというのは、BSEの発生が減ってきたというので明らかにされます。要するに効果的だというけれども、どこまでやったら完璧なフィードバンかというのは、まだまだわからないと思いますけれども。

○川島室長 さっき飯田さんの方からご指摘のあった3点目なんですけど、私どもの資料3の3. BSEの(1)①の肉骨粉のところで、「効果的」と書いてあるのが間違いであります。申しわけございません。原文の方を今確認をいたしましたけれども、提案は、「反すう獣への禁止措置が実施施行された日以前」というふうになっておりますので、そういう理解をお願いいたしたいと思います。

○安田理事 今、小野寺先生の方からお話があったかと思うんですけれども、フィードバ

ンの中身が、やはり単にその解釈が違っていただけでも非常に困ると思うのと、やはり交差汚染ということで、アメリカのように鳥や豚には肉骨粉を認めているような場合も、これもフィードバンとして受け入れるというのは間違っていると思うんですね。ですから、フィードバンといった場合には、徹底してすべての家畜に肉骨粉を禁止しているという同じ解釈に成り立つ効果的な感染を引き起こさないという状況にならなければいけないというふうに思います。

○吉川教授 元に戻りますけれども、去年O I Eのコード改正のリスコミで大分議論をして、無視できる国というのはB S Eのいない国とイーブンではないというのが結論で、それに基づいて先ほどどなたかが言われたように、新たに無視できる国から来る生体牛であっても、条件をつけた方がいいというこの趣旨は、僕はやっぱり去年の議論がちゃんと通ったという意味では、よかったと思うんです。

多分、輸出国にとっては結構大変なことになるとは思うんですね。さっきのトレーサビリティの問題もあるし。それから、そのフィードバンは言われるとおり、それぞれの国の生産規模とか、飼育規模とかに応じて必ずしも同じレベルではないし、一番緩いのは反すう類からつくったものを、反すう類にやらない。E Uだと、全哺乳類というような格好になっているし。ただ、最大の問題はS R Mを飼料に利用するかしないかというのは、最後の決め手にはなると思うんですね。だからもしそのフィードバンということをつっ込んでいくなら、特定危険部位の処理をどうするんだということも、そろそろはっきりさせた方がいいんじゃないかと思うんですね。あるいは何か月齢以上のS R Mをどうするかとか。それをもってフィードバンとするとか、何かしないと、今までのような概念だと、結局は2国間で提訴するかしないか式の議論になってしまうので、これまでのE Uの経験とか、そういうのを踏まえて考えると、気になるのは特定危険部位を飼料に使うか使わないかという部分で、そこをきっちり詰めた方が明確ではないかなと私は思います。

○引地消費者情報官 時間もちょっと押していますので、(2)のゼラチン、コラーゲンの問題も含めてお話を進めさせていただきたいと思います。

蓮尾さんどうぞ。

○蓮尾副会長 参考資料2-1の2ページの下段のところちょっと引っかけた文章があるんですけども、参考資料2-1の2ページの下から7行目のところから、「ゼラチン原料として利用されるときも、その組織は多くの感染していない多数の正常牛によって希釈されることとなる」という文言があるんですけども、例えば肉ではなく、ゼラチ

ンだから、コラーゲンだから、管理されたリスク国及び不明のリスク国からも認めるということはおかしいのではないかなというふうに思います。

希釈されるから安全という考え方が、BSEが発症するリスクに関係がないのかどうかということをお教えいただきたいです。例えば前にもマクドナルドのハンバーガーのパテに、あれは400頭から500頭分ぐらいの牛肉がミックスされているというように聞いたことがあるんですけども、希釈すれば、例えば多少のリスクがあっても、それが分散されるという考え方というのが、納得できないということと、肉の場合には、肉としてあるいは原産地が表示されれば加工肉として選択する側が、これは嫌だと思えば、選びたくないという行動を取れるんですけども、ゼラチンとかコラーゲンというのは、加工食品だとか化粧品だとか、そういったものに使われる形になると、選びたくなくても、知らずにとってしまうということにつながる対象の品目として、資料としては出されていますけれども、この点はもう少し慎重に考えるべき対象ではないかなというふうに思います。

○引地消費者情報官 これは厚労省の方が見えてるので、コメントをいただきますか。

○近藤食品規格専門官 蓮尾先生からいただいているご意見でございます。希釈によりそのリスクが下がるか否かという議論につきましては、私はその専門家ではございませんので、答える立場ではないと考えております。

あと、ゼラチン、これが先ほどあった希釈という概念の中で、選択できないではないかと。現在提案されている話はある一定の科学的加工条件というものを加味した上でつくられたものを前提条件として議論しておりますけれども、そういうものと、現在日本にもあるようなものというものを比較した場合、それが選べなくなるので慎重に議論をしてほしいという部分は、確かにそのとおりであると思います。判断に当たっては、科学的な議論というものは当然ベースにあり、そしてそれを先ほど来、いろいろな先生からご指摘をいただいておりますが、実行に移す場合に、どのように担保するのかという部分は、全く別の議論でございます。1つに科学の議論としてはどうかという部分、そして我々としてはリスク管理機関でございますので、そこをいかに適切に管理をするかということになります。なおかつ、それを実際に導入するか否かという部分についても、これはリスコミ等を通じて国民のご意見を伺った上で、判断していくものだと考えております。

○引地消費者情報官 今日は、ゼラチン工業組合の伊藤さんもおいでいただいておりますが、この問題についていかがですか。

○伊藤委員長 日本ゼラチン工業組合の伊藤でございます。ゼラチンの不活化のことで、ご説明させていただきます。

今回のゼラチンの製造工程での不活化という条件の中では、幾つかの条件が組み合わされてありまして、これはBSEのために規定されている製造法ということではございませんで、もともと高品質なコラーゲンたんぱく由来の純粋なたんぱく質に可能な限り近づけて、ゼラチンをつくろうとした場合に、順々にこういう製造過程を経てつくるというのは、必要な製造過程でございました。

それが、たまたまBSEの感染率を低減することができるということに気がつきまして、ヨーロッパのゼラチン工業組合、GMEが1993年から2002年までの間に、実証的に実験を行った結果、ゼラチンの製造過程ではBSEの感染率を著しく無視できるほどに低減できるという発表を行ったものであります。このときの製造条件は、そのときのGMEに加盟していたゼラチン会社各社が、最低限守れる製造条件ということで採用しております。例えば、アルカリ処理の場合には、水酸化カルシウムに20日間、pH12.5以上に浸漬するという過程が書いてありまして、このニュージーランドのこのデータにも、20日からと書いてありますけれども、実際には20日程度の石灰づけ、アルカリ処理ですと、十分に高度なゼラチンはできないわけです。私どもの日本のゼラチン工業組合でつくられているゼラチンの製造工程も、20日というような短いものはございません。40日から60日というような非常に長い期間でつくられています。

そのような各会社が守られる最低のレベルでつくった条件で実験を行ったということでもあります。それぞれの工程で、違うメカニズムによる感染率の除去ということがあって、そのトータルな結果として、最終製品にはBSEを感染する能力がなくなったということでもあります。ですから、133℃3気圧20分というような1つの処理だけで、BSEの感染の能力をなくすということではございませんので、ゼラチンの場合には、感染能力を下げることができる工程が幾つも連続していて、その結果として製品には感染価が残らないということでもあります。

ですから希釈というようなことも書いてありますけれども、希釈だけで感染能力がなくなるということではございませんので、このようなトータルの製造の工程を順々に経ていくということで感染能力がなくなると、このようにぜひご理解いただきたいと思えます。

○引地消費者情報官 ありがとうございます。では、安田さんちょっとお待ちください。早川さんお願いできますか。

○早川氏 今回こうした提案が、ニュージーランドの方から提案されたということについて、そのニュージーランドはBSEが発生していない国だというふうに理解しているんですけども、そういう国がどうしてこういったような提案をしてきたのかというような背景がおわかりになりましたら、教えていただきたいということが一点です。それから、ゼラチンについて今ご説明いただいたので、製造工程については非常によく理解できました。リスク評価の前提としてはワーストケースとして、イギリスの状況を考えて、そこで原料を調達してつくったとしても大丈夫ということですか、あるいは先ほどご説明ありましたマウスのプリオンを接種して、ゼラチンの工程に当てはめて実験してみたというようなことですが、このリスク評価に使われている前提ですとか、あるいはその評価の流れが妥当なものかというようなことについて、コメントをいただきたいと思います。以上です。

○引地消費者情報官 ありがとうございます。小野寺さんお願いいたします。

○小野寺教授 たしか英国でのBSEが激しかったときですね。最初は反すう動物のたんぱくを反すう動物に食べさせるのはだめだと、その後、反すう動物のたんぱくをすべての動物に食べさせるのはだめだということで、その中でゼラチンも当然、反すう動物のたんぱくですから、だめだというような話があったわけです。

おそらく、今でもEUの方はそれをやっているとは思いますが、ただそのときは、ゼラチンとかそういうことではなくて、いろいろなほかのいくつかの臓器のたんぱくを、例えばほかの動物に食べさせるのはだめだということで、かなり大まかなことだったんですね。ところが最近、ニュージーランドの方から結局こういうデータが出てきて、一応ゼラチンの処理工程だったら、英国のBSEの激しいときの、牛の臓器でも大丈夫ではないかということを書いてきたわけです。最近ではデータが出てきたので、それをどう思うかという過程だったんです。

○引地消費者情報官 吉川さんどうぞ。

○吉川教授 先ほどの質問で、希釈という概念は適用できるかどうかという疑問があったんですけども、感染価を下げるということと、希釈するということは同じではないんですね。化学物質みたいに希釈してタイター（力価）が下がっていくものもありますが、おそらく食品安全委員会で何度もその議論はしたんですけども、肉骨粉のときもそうですけれども、ある種のパーティクル（粒子）として、あるいは塊で維持されてくるものについては、量的な希釈があれば、それは感染確率としては下がるけれども、感染価を下げる

ものではないという解釈でやってきたと思うんですね。今回のニュージーランドの場合は、先ほど言われたように、スパイクテスト(塗りつけ試験)として、BSEに感染したマウスの脳10グラムと原料の骨2キロというものをスタートにして、全工程を本物通りに、ダウンサイズしたもので、全部どの過程でどのくらいの減少があるかということを逐次見えてきて、当然そのダウンサイズしたために起こる補正值というのも一応加えた上で、フルに感染価10の8.8乗あったものが、検出限界以下になるというデータをつけて、さらに人がそれを不幸なシナリオとして暴露したとして、最終的に1バッチにどのくらい含まれて、それが先ほど言った量的希釈でやったときに、感染が起こるだろうかどうだろうかという論理計算をした上で、マクダーミッド氏が、感染が起こり得ないんだから、規制をとってしまっても、論理的には問題ないというその提案をされて、それを受けたものだと思うんです。

確かに、感情的にはBSEに感染した牛の頭を、脳を外すとしても頭蓋骨をスタートにして使うというのに、抵抗感がないわけではないけれども、日本もかつてゼラチンではないですけども、液体肥料をつくる時に動衛研のデータと実際のスパイクテストの結果、10のマイナス10乗まで下がる。それを肥料に使っていいかどうかという議論を、一番最初のころに、食品安全委員会でしたんですけども、そのときはやはりそこまで感染価が下がるのであれば、2001年以前のものであっても使っていいという結論を食品安全委員会では出したんですね。だから、科学的には僕はそれなりの裏づけのあったデータではあると思うんですけども、感覚的に受け入れられるかどうかというのは、ちょっと別の問題かなという感じはします。

○引地消費者情報官 伊藤さん、ちょっとお待ちください。先ほどから安田さんが手を挙げられています。

○安田理事 ゼラチンの製造工程が異常プリオンの不活化を行うということがわかったから、それを認めていこうという流れだというふうにご説明をいただいたんですが、今まではこの異常プリオンの不活化というのは、さっきおっしゃったその133℃3気圧20分でしたか、そういう高温高压でしか処理できないというふうに聞いてきたわけですね。それについては、ここではこういうゼラチンをつくる工程のアルカリ処理とか酸の処理とかいろいろなものを通ってくるやり方、あるいはこの高温高压処理というふうにご説明をいただいているんですけども、そのところは非常に条件緩和になるという気がしてならないんです。本当にさっき希釈の話が出ましたけれども、微量とか一部不活化の部分が残るということ

は、絶対ないという100%のこの処理の仕方が、すべてのゼラチン工場において行われるという保証があるのか。そして今回、ニュージーランドが出したこの試験結果というのが、いわゆる一般知としてほかの研究者の実験においても、それが次々と裏づけを得ていく、その一般的な認知される科学的な実験であるというふうにならない限りは、ここで今議論をするということは早過ぎるのではないかというふうに思います。

○引地消費者情報官 では伊藤さん、お待たせしました。

○伊藤委員長 すみません、今のご質問にも多少関連するかと思います。GME、欧州ゼラチン工業会がこの不活化のバリデーション（検証）実験報告をしたのが、2002年でございまして、2001年12月に速報がございまして、私ども日本ゼラチン工業組合も、その速報に招聘されまして、ぜひ聞きに来いということで、聞きに参りました。その結果をぜひこれは日本にも紹介したいということで、2002年に東京フォーラムでゼラチンのステークホルダーといいますか、ゼラチンをお使いいただく食品会社様、それから一般の消費者様、それから行政の方、約250名を東京フォーラムにお呼びいたしまして、ヨーロッパからは当時SFCの科学運営委員会の副委員長でありましたオステルハウス博士、それから実際に実験をやった、GMEのスコンチェスさん、このお二方を講師にして、このバリデーション結果のご報告を山内先生に座長になっていただいて、報告しております。

その結果は、山内先生は、皆さんもご存知だと思いますけれども、人獣共通感染症講座、この中でレポートをしていただいております。ですから、私がこの中でバリデーション結果を簡単に話をするというのはなかなか難しいんですけれども、山内先生は非常に簡単に簡明に人獣共通感染症講座の中で、ゼラチンの製造の持つ不活化能力ということをよく解説していただいておりますので、ぜひごらんいただきたいと思います。

また、日本のゼラチン工場も同じようにやはりつくっているのかということ、私たちはご説明する義務がございまして、一昨年、2005年に日本のプリオン研究の権威の先生、それからゼラチンの製造工程、それからゼラチンの原料によく精通されている権威、このお二方に調査を委託しまして、日本のゼラチン工場、それからヨーロッパのゼラチン工場、これを視察していただきました。あわせてスコットランドの動物衛生研究所、ここで実験の一部を行っているわけですが、そこを訪問いたしまして、実験を行われたオランダ、デルフトゼラチンのグロッベン博士、それから、エジンバラのIAHで実験をされましたソマビル博士、それからテイラー博士、この3人の実験を行った方にインタビ

ューもしていただきました。その結果、実験が妥当であること、それから実際に工場で行われている製造条件もバリデーション実験で行われたデータと同等か、それ以上の十分な条件で行われていること。こういったものを調査していただきまして、報告書をつくっていただいております。

そのようなこともやっておるんですけども、なかなか皆様方に簡単にお伝えするということができておりませんので、まだまだその辺がよく浸透していないということなのかもしれません。

そういうことで、権威ある先生方にも十分認めていただいている実験であること。それから日本の権威にも、そのようなことを調査して報告もしていただいているということをご報告したいと思います。

○引地消費者情報官　ここで、当初からお約束しておりましたフロアーの皆さんから、二、三、意見なりご質問を、特にご意見をいただきたいのですが、今ラウンドでお話になったことと重複するようなお話ではないことで、ひとつお願いいたします。あと、時間の制約もありますので、2分以内でお願いします。

それでは、一番前の方、今手を挙げられている方。それからその後、手を挙げられた方、お二方お願いいたします。

○原　若干、重複するんですが、フィードバンについてはやはり効果的に実施ということで、条件をつけられていて、これについてはきちんとやっぱりフィードバンの内容についてきちんと日本から提案をしていただきたいというふうに思います。やはり日本やヨーロッパで行われている交差汚染が防げるようなフィードバンでなければ、このOIEのBSEコードでも、フィードバンと呼ぶに値しないということ、明確にしていきたいということをお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、腸の感染性についてなんですけれども、きのうの食品安全委員会のプリオン専門調査会でも、若干この議論があったかと思うんですけども、OIEのコードでは去年、回腸の遠位部に戻されたということがありましたけれども、EUの方からまた腸全体にするということについて提案があるというふうに聞いております。前々から申し上げているんですけども、回腸遠位部には感染性があるというデータがあるけれども、腸全体について、きちんと安全性のデータがないのであれば、きちんと食品安全委員会で評価をしていただきたいということで、この点について、吉川先生の方からもしご意見等あれば、お聞かせいただきたいと思います。

○岡田 2点申したいと思います。1つは、このような意見交換をする前に、農水省の考え方、今度のO I Eではどういう主張をするのかということ、公表すべきだと思うんですね。素案を示して意見を聞くべきだと思います。EUの委員会はちゃんとコメントの草案を発表しております。

それから第2に、議論をする内容も改正案に限らず、O I Eコード全体とすべきです。O I Eというのはとても問題のある組織であり、国民の健康を守るという観点からみて疑問のある内容もコードには含まれています。積極的に改めていくべき点がたくさんあるわけで、そういう点について農水省から提案がないのは、大変困ったことだと思っています。

以上、2点について、次回から改善をしていただきたいと思います。

○引地消費者情報官 ではまず最初の方のご質問2件に関しまして。

○吉川教授 最初の方のフィードバンに関しては、先ほど述べたので、私もそう思います。クリアにすべきだと思います。

それから、腸の話ですが、きのう、ヤギ・羊と牛とが違っていたので気になって聞いたんですけども、ヤギ・羊については、予防原則を適用させた。科学的根拠ではないということ。それから回腸と回腸以外、全腸ということに関して、一つは回腸以外にプリオンがあるという科学的根拠はまだない。ただやっぱり、では絶対に大丈夫かという根拠も、まだ彼らは納得をしていないので、引き続き予防原則的な部分を適用しているということ。

それからもう一つは、と畜場で、腸全体を取るということは非常に簡単ですけども、回腸から2メートルを残して取るというのは、ヨーロッパのと畜場になじまないという非常に現実的な話でした。その2つの理由でこうしているんだというのが、きのうの説明だったと思うんですね。ドイツでの試験では、一応子牛に食べさせてプリオンが上がっていく過程を全部フォローしていますけれども、今わかっている範囲では、やっぱりパイエル板のところから神経をずっと通って、脊髄の方に上がって、脳幹部に入っていくという格好になっている。ただ、例数がそれぞれ限られているので、自然界でそれが全部再現できているかということは、まだはっきりは言えませんが、傾向としてはそういうところまではわかってきていると思うんです。

日本でも農水省で脳を食べさせて調査してくれていると思いますし、既にと畜場から出てきたものについては、厚生省の研究班で腸全体について調べて、やっぱり回腸の遠位端の部分では陽性ですけども、ほかの部分では陽性でなかったと、ウエスタンプロットの成

績は出ています。

○引地消費者情報官 2人目の方の要望の点について、農水省の方から何かコメントはありますか。

○川島室長 最初のご指摘の運営の仕方について、いろいろご意見をいただきながら改善をしていく必要はあろうかと思えますけれども、O I Eの関係でリスクコミュニケーションをやらせていただくのは、今年で3年目になるわけでございますけれども、まずはその改正内容について私どもの方から概略をご説明申し上げて、私どもの方として論点になるであろうという点について、こういう形で主要な論点という形で、議論のポイントを提案させていただいておきまして、私どもの問題意識はこういうところがスタート地点としてあるということ、まず明らかにさせていただいた上で、私どもの考え方を最初からご説明するというのではなくて、むしろ各委員の方々から率直な忌憚のないご意見をいただいた上で、私どもとしてどういうふうに判断をしていこうかという形で、実は進めさせてきていただいているというところでございます。

いろいろなご意見もこれからちょうだいしながら、さらに改善すべき点があればしてまいりたいというふうに考えておりますので、引き続きよろしくご意見を賜ればと思います。

○小川課長 後半部分のO I Eのコードあるいはそれ以外のものについての取り組み、ここもやはり今が満足できるというふうにも思っておりません。去年まではB S Eだけだったものを、O I Eのコードの改正案全体に広げる、ちょっとずつちょっとずつインプルーブ（改善）させていきたいと思っております。

また、運営等についてのご意見もいただいたかと思えます。これも私どもも意見を申し上げてきておるところで、実はO I Eでも、例えば今日コード委員会の報告を配らせていただいておりますが、これは今まではO I Eのホームページでは見ることはできなかったんです。しかし、2004年以降はコード委員会、それからアドホック、この分厚いやつですね、ちゃんとインターネットに掲載されるようになりました。

それから2005年には、今までコードの改正が性急で、提案するとすぐ通るといった1年サイクルで改正をしていたんですが、これが2年サイクル、円が2回まわるというふうにO I Eの方では発表しまして、そういう意味ではコメントする機会が倍にふえております。それから去年の総会からですが、O I Eの総会に加盟国が参加する際には、川島さんがC V Oなんです、1名しか参加できないという運用ルールだったんですが、会場を

広くすることによって複数名、たしか3名だったと思いますが、席を持って発言できるというふうに、O I Eにおいても徐々に改善しているというふうに私どもは理解しております。いずれにしても我々の方でも毎年、今度はこういうことができないかということで、ちょっとずつ改善していきたいと思っております。

○引地消費者情報官 一たん、またラウンドテーブルの方にマイクを移したいと思いますが、最後に、全体で何かご意見等がございましたらよろしくお願いします。

それでは、山浦さんどうぞ。

○山浦委員 参考資料1-1のところで、このコメントを2月10日までに寄せてほしいと、そういう話になっておりますけれども、今日のお話を受けて、どのような対処方針で臨まれるのか。それからそれに対する私たちは再度のコメントというのはできるのか。その辺についてお伺いしたいと思っております。

○引地消費者情報官 川島さんお願いします。

○川島室長 今日いただきましたご意見を、もう一度私どもの内部、それからこの問題は例えばB S Eであれば厚生労働省、関係する省庁がありますので、関係の省庁とも連携をした上で、提出期限に間に合うように提出をしたいと思っております。

提出いたしましたコメントにつきましては、昨年までも主としてB S Eについて公表させていただいております。私どもの農水省のホームページに掲載させていただいておりますし、また食品安全委員会の方にも必要によって、ご要請があれば報告させていただいているということですので、そういった形で今年も対応させていただきたいというふうに思っております。

○引地消費者情報官 それでは和田さんどうぞ。

○和田参与 お話しありましたけれども、去年の会合のときにO I Eのコードの策定手続でアドホック委員会も科学委員会もコード委員会も、非公開だと、クローズだということを伺って、なぜそんなことが今どき通るのかなということ、質問した覚えがあるんですけども、今のお話で、いきなり公開ではないけれども、少しの動きが出てきたんだという気がしますので、ぜひ公開へ向けて、会議もそれから資料も公開というところへもっていくように、日本だけが頑張っても無理なのかもしれませんので、仲間を募ってぜひそちらの方向でということ、消費者もそれは強く主張していたということを発言の中に加えていただきたいと思います。以上です。

○小川課長 ありがとうございます。結果については公表されるようになった。コードの

会議の公開については、どうやったらできるかというのを考えたときに、一つ問題があって、先ほど山浦さんがおっしゃった参考資料1-1なんですが、2ページ目を見ていただきますと、コメントを提出した国の数は13しかないんですね。167カ国がメンバーになっている組織で、コメントを提出してくださいと言って、13カ国しかコメントを出さないということになると、事務局の方は果たしてこれを公開する必要があるのかということになるわけです。

○引地消費者情報官 では平岡さんどうぞ。

○平岡農業対策部長 全国農協中央会の平岡です。考え方として、一定評価できる、例えばコンパートメントについては、合理性を持っているなというところもあるんですけども、先ほどから出ておりますけれども、現実の適用の問題、あるいは実効性の担保の問題というようなことを考えますと、生産者団体としては、我々、安全、安心、安定的ということで、今一生懸命やっていますし、ましてや消費者の方がちょっとでも不安を持たれるような生産物というのはできないんでありまして、感想になってしまいますけれども、留保ということしかないのかなと思っています。

今後、現実的な実践的な検討を専門家の方々に進めていただきたいというふうに、強くお願いいたします。

○引地消費者情報官 飯田さん、先ほどから手を挙げておられますが、どうぞ。

○飯田事務局長 フィードバックのことで、ぜひ主張していただきたい点がございます。今日の論点には挙がっていないんですが、少し紹介ありましたが、今の定義は反すう動物由来のものを反すう動物に与えないという、こういう定義になっているわけですが、EUは哺乳動物由来のものを反すう動物に与えないと、こういうステータスに立っていると思うんですね。私は、EUのステータスに立つべきではないのか。あるいはそれを応援すべきではないのかというふうに日本の立場としては思います。よろしく申し上げます。

○引地消費者情報官 貴重なご意見ありがとうございました。

活発なご意見いただいているうちに、時間が30分ほど超過してしまいましたけれども、ご議論、本当にありがとうございました。

これもちまして、本日の食品に関するリスクコミュニケーション（OIEのコード改正に関する意見交換会）を閉会させていただきたいと思います。

長時間にわたり、どうもありがとうございました。

お帰りの際、アンケート投函の方もよろしくお願いいたします。